

平成27年第1回美幌町議会定例会会議録

平成27年 3月 5日 開会

平成27年 3月23日 閉会

平成27年 3月10日 第4号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 1 2 号～第 4 2 号

○出席議員

1 番	新 鞍 峯 雄 君	2 番	大 江 道 男 君
3 番	中 嶋 すみ江 君	4 番	上 杉 晃 央 君
5 番	早 瀬 仁 志 君	8 番	岡 本 美代子 君
副議長	9 番 坂 田 美栄子 君	10 番	吉 住 博 幸 君
11 番	橋 本 博 之 君	12 番	宗 像 密 瑠 君
13 番	大 原 昇 君	議長	14 番 古 舘 繁 夫 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	土 谷 耕 治 君	農 業 委 員 会 長	鈴 木 幸 往 君
選 挙 管 理 委 員 会 長	松 本 光 伸 君	監 査 委 員	高 木 清 君

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	染 谷 良 君	総 務 部 長	平 井 雄 二 君
民 生 部 長	藤 原 豪 二 君	経 済 部 長	広 島 学 君
建 設 水 道 部 長	矢 萩 浩 君	病 院 事 務 長	大 村 英 則 君
会 計 管 理 者	植 木 恒 則 君	事 務 連 絡 室 長	中 村 敏 文 君
総 務 主 幹	田 村 圭 一 君	電 算 主 幹	河 端 勲 君
ま ち づ くり 主 幹	露 口 哲 也 君	総 合 計 画 主 幹	那 須 清 二 君
財 務 主 幹	小 室 保 男 君	契 約 財 産 主 幹	石 坂 聡 君
税 務 主 幹	田 中 三 智 雄 君	環 境 生 活 主 幹	大 場 正 規 君
児 童 支 援 主 幹	武 田 孝 司 君	福 祉 主 幹	谷 川 明 弘 君
健 康 推 進 主 幹	佐 藤 和 恵 君	農 政 主 幹	渡 辺 靖 行 君
耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君	商 工 観 光 主 幹	小 室 秀 隆 君
建 設 主 幹	川 原 武 志 君	建 築 主 幹	中 沢 浩 喜 君
水 道 主 幹	澤 島 雅 俊 君	病 院 総 務 主 幹	但 馬 憲 司 君
事 務 連 絡 室 次 長	三 上 猛 君	教 育 長	平 野 浩 司 君
教 育 部 長	高 木 恵 一 君	学 校 教 育 主 幹	石 澤 憲 君
学 校 給 食 主 幹	石 田 勇 一 君	社 会 教 育 主 幹	荒 井 紀 光 子 君
町 民 会 館 建 設 主 幹	斉 藤 浩 司 君	ス ポー ツ 振 興 主 幹	佐 藤 修 君

農業委員会事務局長 西 俊 男 君

選挙管理委員会事務局長
監査委員室長 小 西 守 君

○議会事務局出席者

事務局 長 高 崎 利 明 君
議事係 長 水 上 修 一 君

次 長 橋 本 美 典 君
議 事 係 寺 田 好 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから平成27年第1回美幌町議会定例会第6日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番宗像密琇さん、13番大原昇さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読につきましては、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、本日以降、欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第12号から 議案第42号まで

○議長（古館繁夫君） 日程第2 議案第12号美幌町自治基本条例の一部を改正する条例制定についてから議案第42号平成27年度美幌町病院事業会計予算についてまでの31件を議題とします。

昨日に引き続き、順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に、要点を得た説明をお願いします。

なお、総務部長から、腰痛のため、平成27年度美幌町一般会計予算の説明について、着席したまま説明をさせていただきたいという旨申し出がありましたので、これを許可します。

それでは、説明をお願いします。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の249ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号美幌町保育所及び教育・保育の実施に関する条例制定について御説明いたします。

美幌町保育所及び教育・保育の実施に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、議案の参考資料で御説明いたしますので、参考資料は63ページでございます。

資料15、議案第19号関係、条例名は美幌町保育所及び教育・保育の実施に関する条例でございます。

改正目的（趣旨）は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の必要性の認定をするに当たり、子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号の規定により、市町村が定める1カ月の就労時間の下限時間を48時間とするものでございます。

また、入所の前提となる支給認定につきましては、美幌町の設置する保育所（公立保育園）の入所に限らず、町内に設置されている全ての教育・保育施設の入所の前提となることに伴いまして、美幌町保育所条例の全部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、1番目の条例名を美幌町保育所条例から美幌町保育所及び教育・保育の実施に関する条例に改めます。

2番目の教育・保育施設の入所の判定基準は、子ども・子育て支援法第20条第3項の認定を受けることが前提となるため、従来の

保育の実施基準を削りまして、さらに、子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号の規定に定める市町村が定める時間は、48時間とするを追加するというごさいます。この条文は第3条ということごさいます。

第4条には美幌町保育所の設置について、第5条では名称、位置及び定員について定めます。

3番目の第6条では、保育園の開園時間を、午前8時から午後4時までから、午前8時から午後6時まで改めます。土曜日の開園時間は午前8時から午後4時までを追加いたします。

これは、現行でも長時間保育を行っておりますので、基本的に変更はごさいます。そして、休日の規定を定めます。

第7条では、職員について定めます。

4番目の保育必要量が1日当たり8時間までに限るとされた支給認定子供に対し、その時間を超えて保育したときは、その保護者から当該延長に係る保育料を徴収するというごさいます。この条文は、第8条になります。

5番目は、その他改正に当たり、趣旨、定義を設けまして、条文の文言整理を行っております。

第9条では保育料の減免規定を、第10条では規則の委任を定めるものごさいます。

根拠法令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律と児童福祉法ごさいます。

施行日は、平成27年4月1日付ごさいます。

以上、御説明いたしました。よろしく御願いたします。

次に、251ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第20号美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。参考資料は64ページごさいます。

資料16、議案第20号関係、条例名は美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例ごさいます。

改正目的、趣旨につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童福祉法第24条第1項の規定で、「保育に欠けるところがある」となっておりましたけれども、「保育を必要とする」に改正されたことから、当該規定を根拠とする条例の定めを改正するものごさいます。

新旧対照表につきましては、65ページごさいます。

改正内容ごさいます。

1番目の第7条の季節保育所の入所資格を、「保育に欠ける満3歳以上の幼児」を「保育を必要とする満3歳以上の保育児童」に改めるものごさいます。

2番目は、それぞれの条文にある理由を文言整理するものごさいます。

根拠法令等は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律と児童福祉法ごさいます。

施行日は、平成27年4月1日付ごさいます。

以上、よろしく御願いたします。

次に、252ページごさいます。

議案第21号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。参考資料は66ページごさいます。

資料17、議案第21号関係、条例名は美

幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例でございます。

改正目的につきましては、季節保育所と同様でございます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

以上、御説明いたしました。よろしく願います。

次に、253ページでございます。

議案第22号美幌町学童保育所条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。参考資料は68ページでございます。

資料18、議案第22号関係、条例名は美幌町学童保育所条例の一部を改正する条例でございます。

改正目的、趣旨につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の法律でございますけれども、これにおいて、「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童」となっておりましたが、これを「小学校に就学している児童」に改められることに伴いまして、対象児童を改正するものでございます。

新旧対照表は69ページでございます。

改正内容といたしまして、第1条の学童の定義を、「留守家庭等となる児童」から、「町内の小学校に就学している児童であつて、留守家庭等となるもの」に改めます。

また、旧条例の第5条、「町内に住所を有する小学校1年生から3年生まで」及び「学童が心身に障がい有する小学4年生から6年生までのものである場合において、町長が特に認めるときは、利用対象学童とすることができる。」という規定がございましたけれども、これは削除いたします。つまり、障害があるなしにかかわらず対象とするというものでございます。

根拠法令等につきましては、子ども・子育て

支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律と児童福祉法でございます。

施行日は、平成27年4月1日付でございます。

以上、よろしく願います。

次に、254ページでございます。

議案第23号美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。参考資料は70ページでございます。

資料19、議案第23号関係、条例名は美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正目的、趣旨につきましては、子ども・子育て支援新制度におきまして、保護者の1カ月の就労時間の下限を48時間から64時間の範囲で定めることとされております。

町では、48時間を下限といたします。48時間未満の方を一時預かり事業で対応することになりますが、現行の日数では十分でないことから、就労による預かりの日数も改正するものでございます。

新旧対照表は71ページでございます。

改正内容といたしまして、第3条の事業の内容、条文にある保護者の就労等による一時預かりの日数を、年度内24日から72日に改めます。

根拠法令は、子ども・子育て支援法でございます。

施行日は、平成27年4月1日付でございます。

以上、御説明いたしました。よろしく願います。

次に、255ページでございます。

議案第24号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料は72ページでございます。

資料20、議案第24号関係、条例名は美幌町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

経過及び改正目的につきましては、3年ごとに見直すこととなっております介護保険料を定めるため、また、介護予防・日常生活支援総合事業——これは新しい総合事業と言います。この開始時期を規定するため、美幌町介護保険条例の一部改正を行うものでございます。

新旧対照表は、73ページ、74ページになります。

改正内容につきましては、第2条でございますが、平成27年度から平成29年度までの3カ年に見込まれる介護保険給付費を推計いたしまして、必要となる保険料額を算定いたしました。

また、65歳以上の第1号被保険者の保険料の段階区分を改正前、現在でございますけれども、第7段階から改正後は第9段階に見直しを行うものでございます。

標準的な保険料は第5段階でございます。現行は4万4,400円、月額3,700円となっておりますが、改正後は、4万8,000円、月額4,000円に変更するものでございます。

2番目の第2条第3項の所得の少ない第1号被保険者については減額措置が講じられます。負担割合0.5のところを0.45ということで、2万1,600円となります。この減額賦課の交付日につきましては、政府の省令が決まっておりますので、これを規則に委任いたしまして、交付の日といたします。

3番目でございます。附則第7条につきま

しては、新しい総合事業でございますけれども、施行日は平成27年4月1日付でございますけれども、猶予期間が平成29年3月31日まででございます。これを設けることで、新しい総合事業への移行期間を設けまして、平成29年4月1日から行うものとして規定をいたすものでございます。

根拠法令につきましては、介護保険法、それから、介護保険法施行令でございます。

施行日は、平成27年4月1日付でございます。

以上、御説明いたしました。よろしく御願いたします。

次に、議案の257ページでございます。

議案第25号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。

参考資料の75ページ、76ページでございます。

資料21、議案第25号関係、条例名は美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

経過及び改正目的につきましては、指定地域密着型サービス等の事業の人員、それから、設備及び運営に関する基準につきましては、平成27年度の介護報酬に係る改定とあわせまして、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえまして、関係省令の所要の改正を3年に1度行ってきております。施設基準等につきましても、各サービスの改正が行われたところでございます。

このことから、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の規定によりまし

て、条例改正が必要となりました。それにより、一部改正をするものでございます。

新旧対照表は77ページから101ページになります。

改正内容につきましては、参考資料でございますけれども、1番目の定期巡回・随時対応型訪問介護看護といたしまして、第6条の2になりますが、夜間のオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲を拡大いたしまして、同一敷地内又は隣接する施設・事業所にも拡大し、改正するものでございます。

第23条の2につきましては、外部の者の評価について、事業所が引き続き、みずからその提供するサービスの質の評価、自己評価を行いまして、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営委員会に報告した上で公表する仕組みとするために、一定の整理、改正を行うというものでございます。

第32条の2につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち、一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、ほかの訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所にも柔軟な対応が行われるように改正するものでございます。

2番目でございますが、認知症対応型通所介護につきましては、美幌町では、すろー・らいふ美幌が該当いたしますが、第63条で、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について、届け出を求め、事故が起きることのないよう、事故報告の仕組みを設けるものでございます。

すろー・らいふ美幌については、宿泊はございません。

それから、第65条でございます。共用型認知症対応型通所介護の利用定員につきまして、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮できるよう、現行につきましては、1事業所3人以下となっておりますが、これを1ユニッ

ト3人以下ということで拡大、見直しをするものでございます。

3番目の小規模多機能型居宅介護につきましては、介護予防を含んで第82条で事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲を現行の併設する施設・事業所に加えまして、これも同様に同一敷地内又は隣接する施設・事業所を追加いたします。

また、兼務可能な施設・事業所の種別についても、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等も加えるというような改正を行うものでございます。兼務できるようなという拡大でございます。

第83条では、小規模多機能型居宅介護の地域との連携のため、事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合につきましては、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務を兼務できるというような改正を行うものでございます。

それから、第85条では、小規模多機能型居宅介護の登録定員は現在25名となっておりますけれども、これを29人以下に拡大いたします。また、それぞれの登録定員の規模により拡大を図るということでございます。

なお、宿泊サービスの利用定員については、現行どおり変更はございません。

第91条でございます。第23条の2と同様に、これも外部評価をする仕組みの一定の整理を行うということでございます。

第110条は、小規模多機能型居宅介護事業所がグループホームを併設している場合でございます。夜間の職員配置につきまして、一定の要件でグループホームの1ユニット当たりの定員合計が9名以内で、かつ、同1階に隣接している場合は、夜間の職員の配置について兼務できる、これを可能にするという改正でございます。

4番目の認知症対応型共同生活介護につきましては、町内に4カ所ありますグループホームが該当いたします。

第113条では、事業者が効率的にサービ

スを提供できるよう、1ユニットまたは2ユニットと規定されているものでございますけれども、一定の条件が整えば3ユニットまで拡充できるという改正をするものでございます。

5番目、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についてでございます。

第151条と第152条及び第180条で、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所に加えて、指定地域密着型介護老人福祉施設——これは緑の苑の多床室が該当しますが、これを追加するというようなことでございます。

6番目の複合型サービスにつきましては、サービスの普及に向けた取り組みの一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるように、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせることで、利用者や家族への支援充実を図るというようなことで、サービス内容が具体的にイメージできる名称に変えるということでございます。「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改正をするというものでございます。

第194条では、登録定員の規模に応じ、拡充を図ります。

なお、宿泊サービス利用定員については、現行どおりとなっております。

196条では、第91条、第23条の2と同様に、外部の評価ということで一定の整理を行うものでございます。

根拠法令につきましては、介護保険法でございます。

施行日は、平成27年4月1日付でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

次に、265ページでございます。

議案第26号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介

護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。102ページでございます。

資料22、議案第26号関係、条例名、美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

経過及び改定目的でございます。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきましては、平成27年の介護報酬に係る改定とあわせまして、これも社会保障審議会の介護給付費分科会の審議を踏まえまして、関係省令の所要の改正を3年に1度行っております。施設基準等についても、各サービスの改定が行われたということでございます。このことから、条例改正が必要になってくるということでございます。

新旧対照表は、104ページから113ページになります。

改正内容につきましては、1番目でございます。認知症対応型通所介護につきましては、すろー・らいふ美幌が該当いたします。第7条で認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について届け出を求めまして、事故報告の仕組みを設けるというものでございます。

第9条では、共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、共同生活、住居ごとに1ユニット3人以下といたします。

2番目の小規模多機能型居宅介護につきましては、第44条で、看護職員の兼務可能な施設・事業所として、要件などを追加、緩和するものでございます。

第45条では、小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくために、ほかの事業との一定の要件で、これも兼務できるといように規定を改正いたします。

第47条では、小規模多機能型居宅介護の定員を現行の25人から29人以下に改正するものでございます。通いサービスは、登録利用定員を改正いたしまして、宿泊サービスの利用定員は現行どおりでございます。

第66条では、議案の第26号と同様に、外部の評価について一定の整理、改正を行うものでございます。

次のページの103ページでございます。

3番目の複合型サービスにつきましては、第44条のサービス普及に向けました取り組みの一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域で療養生活を継続できるよう、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るといサービス内容が具体的にイメージできるという名称で、これも看護小規模多機能型居宅介護に改称するというものでございます。

4番目の認知症対応型共同生活介護につきましては、グループホーム、これは町内4カ所が該当いたしますけれども、介護事業者が効率的にサービスを提供できるように、現行では1ユニットまたは2ユニットとなっているものを、柔軟に対応できるように、3ユニットまでできるように改正するというものでございます。美幌町は、全て2ユニットでございますので、9掛ける2の18人というように、これを3ユニットまでできますというように改正でございます。

根拠法令は、介護保険法でございます。

施行日は、平成27年4月1日でございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願

いいたします。

次に、268ページでございます。

議案第27号美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について御説明いたします。

美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。

参考資料は、114ページでございます。

資料23、議案第27号関係、条例名は美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例でございます。

経過及び制定目的につきましては、これも地域の自主性及び自立性を高めるための——略しますけれども、この法律の施行に伴いまして、介護保険法の一部が改正されました。この改正により、今まで厚生労働省等により全国一律に定められておりました指定地域介護予防支援の事業に関する人員及び運営等の基準につきましては、平成27年4月までに地方自治体が条例で定めなければならないということになりましたので、これを制定するというものでございます。厚生省令から条例ということでございます。

制定内容につきましては、当町の実情に国が定めた基準を上回る内容や異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準と同様に条例を制定いたしたいと思います。ただし、サービス提供に関する記録の保存期限につきましては、2年から5年といたします。

第1条では趣旨を、第2条では指定介護予防支援事業者の一般原則を、第3条では基本方針を、第4条では従業員の員数等を、第5

条では管理者について、第6条から第30条までは運営に関する基準を定めます。第31条から第33条までにつきましては、介護予防のための効果的な支援に関する基準を、第34条は基準該当介護予防支援に関する基準を制定いたします。

根拠法令は、介護保険法、介護保険法施行規則でございます。

施行日は、平成27年4月1日付でございます。

以上、御説明いたしました。よろしく願います。

次に、285ページでございます。

議案第28号美幌町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例制定についてを御説明いたします。

美幌町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、115ページをお開きいただきたいと思っております。（「条例名は省略してよろしいです」と発言する者あり）

それでは、資料24でございます。条例名は省略させていただきます。

経過及び制定目的につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための法律でございます。これが施行されたことにより、介護保険法の一部が改正されたということがございます。

この改正によりまして、これも、今まで厚生労働省令で全国一律に定められておりましたけれども、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準ということで、平成27年4月までに地方自治体が条例に定めなければならないということで制定するものでございます。

この条例につきましても、制定内容につきましては、当町の実情に国が定めた基準を上回る内容や異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準と同様に条例を制定いたします。

これにつきましても、第1条では趣旨を、

第2条では基本方針を、第3条では職員数の基準を、第4条では規則等への委任規定を定めるものでございます。

根拠法令は、介護保険法及び介護保険法施行規則でございます。

施行日は、平成27年4月1日付でございます。

以上、御説明いたしました。よろしく願います。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） それでは、議案書の287ページ、議案第29号美幌町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の116ページをお開き願います。

資料25、議案第29号関係、条例名は省略をさせていただきます。

改正目的ですが、現条例におきましては、土地改良事業に要する分担金徴収の規定となっております。平成27年度から、農業経営高度化促進事業ということで、これは、通常、小麦収穫後において土地改良事業を実施してきておりますけれども、工期の確保等に支障を来す場合もあることから、畑を休耕して土地改良事業を実施する、いわゆる通年施行であり、この事業が国2分の1、地元2分の1の負担というふうになっておりますので、地元負担分について受益者から分担金として徴収することとなるため、条例の改正を行うものでございます。

改正内容でありますけれども、第1条中、分担金を徴収する対象事業に土地改良事業と一体的に実施する事業を加えるということで、先ほど御説明申し上げました通年施行の農業経営高度化促進事業分担金を加えるものでございます。

根拠法令につきましては、地方自治法、条

例施行日については、平成27年4月1日でございます。

なお、新旧対照表につきましては、117ページに載せてございます。

以上、御説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道事業（矢萩 浩君） 議案の288ページをお開き願います。

議案第30号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の118ページをお開き願います。

資料26、議案第30号関係、条例名は省略させていただきます。

改正目的であります。平成27年度に実施を予定しております三橋南団地の駐車場整備に伴い、他団地との均衡を図り、駐車場使用料を徴収するため条例を改正しようとするものであります。

改正内容、改正項目であります。駐車場使用料を定めている別表第1に次の表を追加するといたしまして、名称、三橋南団地駐車場、所在地、美幌町字三橋南22番地、区画数90、月額使用料1,000円をつけ加えるものであります。

施行日につきましては、平成27年10月1日であります。

条例の新旧対照表を資料の119ページ、120ページに記載しておりますので、御参照願います。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 議案書の289ページをお開き願います。

議案第31号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の121ページをお開き願います。

資料27、議案第31号関係、条例名につきましては省略させていただきます。

改正目的でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年7月1日から施行されることとなりました。

今回の改正により、教育長が一般職から特別職に変更されるとともに、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くこととなったことから、関係いたします条例の一部改正を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、一つ目、美幌町自治基本条例第30条第1項中、教育委員会委員長を削るものでございます。

二つ目は、美幌町議会委員会条例第19条中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものでございます。

3点目は、美幌町職員定数条例第1条中、教育長を削るものでございます。

4点目、美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、教育委員会委員長、月額4万円、教育委員会委員、同3万1,000円を、教育委員会委員、月額3万1,000円に改めるものでございます。

5点目、美幌町長等の給与に関する条例第1条中、「及び副町長」を「副町長及び教育長」に改めるものでございます。

第3条第1項を次のように改め、美幌町長等の給料月額に、「教育長 61万5,000円」を新たに追加するものでございます。

6点目、美幌町教育委員会教育長の給与及

び勤務時間等に関する条例の附則に次の1項を加え、12として、この条例は平成27年4月1日以後、最初に任命される教育長の任命の日にその効力を失うとするものでございます。

経過措置といたしまして、平成27年7月1日以降も、旧教育長が在職する間は、なお従前の例によるということで、経過措置を設けようとするものでございます。

根拠法令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございます。

施行日は、平成27年4月1日。

なお、条例改正に伴います新旧対照表は122ページから127ページとなっております。

以上、御説明申し上げます。

続きまして、議案書の291ページをお開き願います。

議案第32号美幌町教育委員会教育長の勤務条件及び服務に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町教育委員会教育長の勤務条件及び服務に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の128ページをお開き願います。

資料28、議案第32号関係、条例名につきましては省略をさせていただきます。

制定目的でございますが、地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、「常勤であること」「勤務時間中の職務専念義務が課される」と同法第11条に明記（新設）されたため、教育長の勤務時間、その他の勤務条件及び服務を定める必要があることから、新たに制定しようとするものでございます。

制定内容の第1条でございますが、本条例を制定する目的を規定するものでございます。

第2条は、教育長の勤務時間、休日及び休暇等について規定するものでございます。

第3条は、職務に専念する義務の免除について規定するものでございます。

第4条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める旨の委任規定でございます。

経過措置といたしまして、旧教育長が在職する間は、なお従前の例によるということで経過措置を設けようとするものでございます。

根拠法令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございます。

施行日は、平成27年4月1日でございます。

以上、御説明申し上げます。

続きまして、議案書の293ページをお開き願います。

議案第33号指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

美幌町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のように指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の129ページをお開き願います。

資料、議案第33号関係、指定管理者の指定について。

今回、美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコートの施設につきまして、3年間の指定管理が本年3月31日をもって期間満了となりますことから、募集を行った結果、特定非営利活動法人美幌町体育協会の1団体より申請がございました。

選定に当たりまして、指定管理者選定委員会を設置し、結果、申請のあった美幌町体育協会について、本施設の指定管理者として9年間の実績があるとともに、施設の管理運営計画、管理運営に対する職員体制などについて、選定基準と照らし、施設の管理を十分に行える団体として、委員の満場一致で選定をいただいたところでございます。

それでは、施設の名称でございますが、美

幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコート、施設の所在、美幌町字稲美137番地7、指定管理者は、美幌町字西1条南5丁目、特定非営利活動法人美幌町体育協会会長鶴野宏でございます。

次に、施設の概要でございますが、美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコートの構造、面積などにつきましては、記載のとおりでございます。

選定の理由であります。美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコートは、町民の体育振興と健康増進を図るために設置された施設であり、施設の効果を最大限生かした維持管理及び地域住民の声が反映される管理を行うことができる美幌町体育協会を選定いたしました。

指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

業務の内容につきましては、記載のとおりでございます。

利用料金につきましては、130ページの使用料金表のとおりとなっております。

根拠法令につきましては、美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び美幌町スポーツ施設条例でございます。

以上、説明させていただきました。

続きまして、議案書の294ページをお開き願います。

議案第34号指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の131ページをお開き願います。

資料30、議案第34号関係、指定管理者の指定について。

美幌町B&G海洋センターの指定管理の経過及び選定に係る内容については、議案第33号の美幌町あさひ体育センター、美幌町テ

ニスコートと同様でございます。

それでは、施設の名称でございますが、美幌町B&G海洋センター、施設の所在、美幌町字大通南5丁目8番地、指定管理者は、美幌町字西1条南5丁目、特定非営利活動法人美幌町体育協会会長鶴野宏。

〔「以下、説明省略」と呼ぶ者あり〕

以上、説明させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 暫時休憩をいたします。

再開を、11時といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それでは、議案の295ページをお開きいただきたいと思います。

議案第35号平成27年度美幌町一般会計予算について御説明を申し上げます。

上記について、別冊のとおり提出することで、別冊の平成27年度各会計予算書のまずは5ページをお開き願いたいと思います。

平成27年度美幌町一般会計予算について御説明を申し上げます。

平成27年度美幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97億2,332万円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」で御説明を申し上げます。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」で御説明を申し上げます。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定めるものであります。

それではまず、11ページをお開きいただきたいと思っております。

「第2表 債務負担行為」でございます。

債務負担行為は、数年度にわたる債務を負担する契約を結ぶなど、将来の財政負担を設定する行為で、平成27年度以降に係る事業等について、その期間及び限度額を定めるものであります。

まず、一番上段の美幌町公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳整備業務委託料であります。これは、公共施設の適正配置に係る総合管理計画の策定及び固定資産台帳整備に係る委託料で、期間は平成27年度から平成28年度までの2年間、限度額は783万3,000円であります。

次に、町史制作業務委託料であります。これは、昭和26年度までの美幌町の歴史が記された美幌町百年史以降の30年分について、追補版として新たに発刊をしようとする美幌町百三十年史の制作に係る業務委託料で、期間は平成27年度から平成29年度までの3年間、限度額は1,703万2,000円であります。

次に、自動体外式除細動器借上料（避難所等）であります。これは、峠の湯びほろ、図書館、マナビティーセンター、博物館、町民会館の五つの施設に設置するAEDの更新で、期間は平成27年度から平成31年度までの5年間、限度額を111万5,000円とするものでございます。

次に、固定資産現況システム機器借上料であります。これは、平成20年度に導入した固定資産現況システムの機器更新に係る借

り上げ料で、期間は平成27年度から平成31年度までの5年間、限度額は238万5,000円とするものでございます。

次に、稲都福梅地区農地整備事業分担金であります。これは、平成27年度から新たに着手いたします稲美、都橋、福住、古梅の一部の地区における農道整備、区画整理、暗渠排水、客土、除れき等の農業基盤整備事業に係る20%の分担金で、期間は平成27年度から事業完了年度まで、限度額は土地改良法に基づく負担金額であります。

次に、端野下右岸第2地区農地整備事業分担金であります。これは、平成27年度から新たに着手いたします豊岡、高野の一部の地区における区画整理、暗渠排水、客土等の農業基盤整備事業に係る20%の分担金で、期間は平成27年度から事業完了年度まで、限度額は土地改良法に基づく負担金額であります。

次に、乗用草刈機購入費であります。これは、平成13年度に購入いたしました乗用草刈機の更新で、備荒資金組合から購入するもので、期間は平成27年度から平成31年度までの5年間、限度額は431万円とするものでございます。

次に、真空式温水機借上料であります。これは、平成20年度に設置しました学校給食センターの真空式温水機の更新で、期間は平成27年度から平成34年度までの8年間、限度額は960万4,000円あります。

次に、12ページをお開き願いたいと思っております。

「第3表 地方債」でございます。平成27年度に実施いたします各事業に要する財源の一部を地方債に求めるものでございます。

まず、一番上段の緊急防災・減災事業について、限度額は350万円あります。

事業内容は、美幌町災害時備蓄計画に基づく資機材の整備において、避難所用仮設トイレ12基、避難所用ハロゲンライト12台の

購入財源を地方債に求めるもので、地方債名は緊急防災・減災事業債、充当率は100%、後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものであります。

次に、旧労働会館解体撤去事業について、限度額は760万円であります。

昭和28年に建築、昭和50年には一部増築されました旧労働会館の軒天が経年劣化により落下の危険性があることから解体撤去をしようとするものであり、地方債名は過疎対策事業債のソフト事業でございます。充当率は100%、後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものであります。

次に、認可外保育所利用者支援事業について、限度額は790万円であります。

この事業は、認可外保育所を利用する園児の保護者に対して、保育料の一部を補助することにより、保護者の経費負担を軽減するもので、地方債名は過疎対策事業債のソフトで、充当率は100%、後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものであります。

次に、リサイクルセンター施設整備事業について、限度額は670万円であります。

事業内容は、資源物の集積、確保を行うリサイクルセンター内に設置する発泡スチロール溶融機の更新であり、地方債名は過疎対策事業債のハードで、充当率は100%、後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものであります。

次に、保健福祉総合センター整備事業について、限度額は2,200万円であります。

事業内容は、平成16年度のオープン以来10年を経過した保健福祉総合センターの健康遊浴室の水を浄化する装置、アクアクリンシステムの更新であり、地方債名は過疎対策事業債のハードで、充当率は100%、交付税の措置は70%でございます。

次に、医療従事者就業支援等補助事業について、限度額は690万円であります。

この事業は、医療従事者の確保を目的に、一定の要件を満たす方に住宅準備補助金及び就業支援補助金を交付するものであり、地方

債名は過疎対策事業債のソフトで、充当率は100%、後年度の交付税措置は70%であります。

次に、農業生産基盤整備事業について、限度額は3,100万円であります。

この事業は、田中地区、豊栄地区、昭美地区、美禽地区、稲都福梅地区の道営畑地帯総合土地改良事業の区画整理等の地元負担分であり、その財源を地方債に求めるものであります。

過疎対策事業債のソフトについては、充当率100%で交付税措置70%が、辺地対策事業債につきましては、充当率100%で交付税率80%が、一般公共事業等債については、充当率、通常分が50%、財源対策細分が40%の合計90%で、このうち、財源対策債に係る分について交付税措置50%がそれぞれ措置されるものでございます。

次に、特定間伐等促進事業について、限度額は1,260万円であります。

この事業は、平成23年度から平成32年度までの10年間、未来につなぐ森づくり事業として実施されるもので、公共造林事業として実施する植林のうち、市町村が事業費の26%を補助した場合、そのうち、16%分について道から市町村に補助され、その補助残が起債対象となるものであります。

今年度は、民有林200ヘクタールを予定しており、地方債名は一般補助施設整備等事業債で、充当率は100%、後年度の交付税措置は30%であります。

次に、木質ペレットストーブ促進事業について、限度額は400万円であります。

この事業は、行政面積の約62%を占める美幌町の森林を活用し、二酸化炭素の排出削減と地域資源循環システムの構築に向け、木質ペレットストーブを購入するものに、その経費の一部を補助するものであります。

平成26年度までは、国の社会資本整備総合交付金の対象として2分の1の補助金があったが、平成27年度からは補助対象外となることから、その財源を地方債に求め

るもので、地方債名は過疎対策事業債のソフトで、充当率は100%、後年度70%が交付税措置されるものでございます。

次に、太陽光発電システム推進事業について、限度額は200万円であります。

事業内容は、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置する者にモニター調査を委託し、環境への負荷の少ない新エネルギーの普及促進と地球温暖化の防止を図ろうとするものであります。

本事業につきましても、平成26年度をもちまして、国の社会資本整備総合交付金2分の1補助が終了するため、その財源を地方債に求めるもので、地方債名は過疎対策事業債のソフトで、充当率は100%、交付税措置は70%であります。

次に、町道整備事業について、限度額は9,070万円であります。この事業は、国の社会資本整備総合交付金により実施するもので、町道第775号道路の大正橋補修工事、町道第19号道路及び町道第24号道路の舗装補修工事の補助残分の財源を地方債に求めるものです。

また、町単独事業として実施いたします町道第102号道路舗装補修、町道第668号道路整備工事、町道第203号道路整備工事、町道第113号道路整備工事及び町道第2号道路歩道改良整備工事につきましても、その財源を地方債に求めようとするものであります。

地方債名は過疎対策事業債で、ハード5本で7,350万円、ソフト3本で1,720万円、充当率は100%、後年度70%が交付税措置されるものであります。

次に、美園団地屋根改修事業について、限度額は1,620万円であります。

美園団地は、建築から38年を経過しており、老朽化が著しく、雨漏りが発生する状況にあることから、平成25年度より計画的な屋根修繕を実施しておりますが、本年度は6棟、24戸を予定しております。

地方債名は過疎対策事業債のソフトで、充

当率は100%、後年度70%が交付税措置されるものであります。

次に、少人数学級推進事業について、限度額は1,450万円であります。

小学校の学級定員は、2年生までが35人で、小学3年生以上は40人学級で運用されておりますが、学習環境の充実を図るため、町独自に期限つき教員を3名採用し、小学校の全学年において35人学級を実現するものであります。地方債名は過疎対策事業債のソフトで、充当率は100%、後年度70%が交付税措置されるものであります。

次に、旭小学校体育館屋根改修事業について、限度額は1,780万円であります。

旭小学校体育館は、建築から32年を経過しており、施設の老朽化により、切妻屋根の棟部分から雨漏りが発生していることから、カバールーフ工法により屋根の改修を行うものであります。

地方債名は過疎対策事業債のソフトで、充当率は100%、後年度70%が交付税措置されるものであります。

次に、旭小学校屋外遊具更新事業について、限度額は720万円であります。旭小学校に設置していた屋外木製遊具の腐食が進み、補修が困難な状況にあったことから既に撤去しておりましたが、新年度において新たに屋外遊具を整備しようとするものであります。

地方債名は過疎対策事業債のハードで、充当率は100%、後年度70%が交付税措置されます。

次に、町民会館改築事業について、限度額は4,810万円であります。建築から45年を経過し、耐震上の問題もある町民会館を改築すべく、現在、基本設計業務を進めているところですが、新年度におきましては実施設計を業務委託する予定であります。

地方債名は過疎対策事業債のハードで、充当率は100%、後年度70%が交付税措置されるものであります。

次に、学校給食施設整備事業について、限

度額は430万円であります。

この事業は、洗米された米と水を炊飯釜に自動供給するオートライマーと呼ばれる機械が設置から17年を経過し、経年劣化に伴い、破損のおそれがあることから、更新するものであります。

地方債名は過疎対策事業債のハードで、充当率は100%、後年度70%が交付税措置されるものであります。

最後に、臨時財政対策債について、限度額は3億7,100万円であります。

交付税制度の見直しにより、地方交付税の不足分の一部を地方自治体の地方債に振りかえるものであり、充当率は100%、後年度に全額が交付税で措置されるものであります。

以上のとおり、本年度に借入れをいたします地方債の総額は6億7,400万円を予定し、計上いたしましたところであります。

次に、歳出を御説明いたしますので、74、75ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、まず、議会費の総額は9,196万5,000円でございます。

議会運営事務費の中の議員報酬、期末手当、一番下の政務活動費交付金につきましては、14名分を計上しているものであります。

3行目、議員共済費等につきましては、4月1日基準日のために13名分を計上しているものでございますが、負担率が52.8%から63.7%に増となっております。

次に、下のほうになりますが、庁用備品、298万2,000円とありますが、これは、議場用の椅子39脚全てを更新しようするものであります。

その他につきましては、昨年度と大きく変わるところはございません。

次のページをめくっていただきたいと思います。

総務費であります。

総務費の総額は4億4,341万6,000

円でございます。

まず、全ての予算科目におきまして、説明欄の事業の名称及び組み方が総合計画、予算、あるいは行政評価において統一性を持たすために、前年度から大きく変更となっております、事業数もふえておりますし、事業間での組みかえ等も行っておりますので、前年度予算書の説明欄の比較が非常に難しいような状況となっておりますことを御理解願いたいと思います。

なお、28年度からは27年度をベースといたしまして予算書を作成してまいりますので、次年度以降につきましては、比較は以前と同様にできるような状態になりますことをあわせて御理解願いたいと思います。

まず、1、総務事務費の中の下のほうにあります補助金、美幌町防火管理連絡協議会設立50周年記念誌作成事業補助金20万円がありますが、これにつきましては、50周年を迎えるに当たって記念誌の発行を予定しているということで、2分の1を補助しようとするものでございます。

その下の美幌地区危険物安全協会創立50周年記念誌作成事業補助金につきましても同様でございます。

次に、人事管理事務、まず最初の非常勤職員報酬21万9,000円がありますが、増額となっておりますが、新たに法令遵守審査会委員報酬といたしまして、3名の3回分を計上いたしております。

次に、3行飛びまして、新規ということで、各種委員会報償10万円であります。これにつきましても、法令遵守相談調査員というものを設置するために1名分を計上しております。

次に、業務委託料、新規といたしまして、社会保障・税番号制度対応システム作成委託料の364万2,000円がありますが、これにつきましては、マイナンバー制度の対応に伴うシステム作成でありまして、源泉徴収票を新制度に対応させるためのものであります。

その下につきましても、新規ということで、地方公務員共済制度改正対応プログラム作成委託料247万9,000円でありますが、本年10月1日施行の年金一元化法に係るプログラムの作成分でございます。

次のページをおめぐりいただきたいと思えます。

3、秘書渉外事務、下のほうになります。3、秘書渉外事務、下のほうになります。が、庁用備品125万円でありましたが、これにつきましては、昭和37年に購入いたしました町長室及び副町長室の机、椅子の更新と、同じく昭和37年購入の応接室のテーブルを更新しようとするものでございます。

次、4、庁用事務の一番下、新規ですが、庁用備品420万5,000円の計上であります。これは、平成19年から借り上げの庁舎別館の印刷機の更新であります。

次、6、公文書管理事業1,655万3,000円ということで増額となっておりますが、これらの経費につきましては、平成26年度から、公文書管理、ファイリングシステムの導入を開始いたしまして、26年度は総務部の3グループに導入をいたしたところがありますが、新年度につきましては、本庁舎の残り全てに導入しようとするもので増額となっております。

次をめぐっていただきたいと思えます。

上から2段目、広報広聴費であります。

1、広報事業の3行目、新規、印刷製本費46万5,000円の計上ではありますが、これは、町勢要覧の在庫が不足となることから増刷をするもので、1,000部を予定しております。

次に、業務等委託料、まず一つ目、新規ホームページリニューアル委託料118万3,000円でございますが、現システムの改修によってホームページのリニューアル化を図ろうとするものでございます。

その下、インタビューボード作成委託料15万3,000円でございますが、大きき的には幅、縦とも2メートル強の折り畳み式のインタビューボードの作成をしようとするも

のでございます。

次に、2、広聴事業、増額となっております121万3,000円でございますが、これにつきましては、北海道人権啓発活動地方活性化事業委託金100万円の交付を受けまして、人権尊重思想の普及、高揚を図るため、講演会の開催や懸垂幕の作成、花運動等による啓発活動を行おうということで増額となっております。

次をめぐっていただきたいと思えます。

一番上の1、財政管理事業の一番下、負担金、全国過疎地域自立促進連盟北海道支部負担金8万4,000円ということで増額となっております。これにつきましては、平成26年度からの過疎地域指定による負担金でございますが、前年度は初年目のために均等割の3万9,000円のみでありましたけれども、新年度からは、前年度の過疎債割といたしまして4万5,000円が増額となっているものでございます。

その次の財産管理費であります。1、庁舎管理事業の修繕料、178万7,000円でございますが、これにつきましては、ファイリングシステム導入に伴います書庫修繕のほか、庁舎別館玄関修繕、町長室床修繕、応接室ドア修繕等を計上しているものでございます。

次に、業務等委託料の1行飛びまして、重要書類廃棄処理業務委託料が増額となっておりますが、これにつきましては、ファイリングシステム導入に伴います廃棄書類のシュレッダー量の増を見込んでいるものでございます。

このページの一番下の2、町有財産管理事業であります。1枚めぐっていただきまして、上から5行目、光熱水費19万3,000円、新規計上ではありますが、これにつきましては、職員住宅敷地の街灯及び旧福豊小学校井戸ポンプの電気料金でございまして、予算の組みかえによる増でございます。

1行飛びまして、手数料76万9,000円は増額となっております理由は、主に旧福

豊小学校の井戸の水質検査及び亜硝酸性窒素除去装置樹脂交換手数料の予算の組みかえによるものでございます。

1行飛びまして、業務等委託料の3行目、美幌町公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳整備業務委託料335万7,000円の新規計上であります。債務負担行為でも御説明いたしましたが、平成27年度から2カ年計画で公共施設の総合管理計画及び固定資産台帳の策定を行おうとするもので、総事業費は1,119万円のうち、平成27年度分といたしまして335万7,000円を計上しているものでございます。

なお、特別交付税で2分の1が措置されるものでございます。

次の施設維持管理等委託料の給水ポンプ井戸点検清掃委託料12万円は、新規計上であります。これも先ほど来説明いたしております旧福豊小学校の井戸にかかわるもので、予算の組みかえであります。

1行飛びまして、工事請負費、旧労働会館解体請負工事768万円でございますが、これも先ほど御説明いたしましたが、昭和28年建築の旧労働会館について、このたび、危険性があるということで過疎債を活用して解体をしようとするものでございます。

次の行、車両の295万2,000円でございますが、これにつきましては、平成2年及び平成13年に購入いたしておりますライトバンの更新、2台分でございます。

次に、5、企画費の1、政策推進事業、4行目になります事務事業協力報償と下のほうにあります手数料でございますが、これにつきましては、ふるさと納税制度の関係でございます。

新年度から、ふるさと納税につきましては、ポータルサイトふるさとチョイスを導入し、JTBを介して特産品のカタログによる申し込み、ポイント制でございますが、これによりまして、発注、発送、生産の一元管理を行うとともに、ヤフーの公金払いを導入いたしまして、寄附金のクレジット支払いを可

能とすることで利便性を図ることとし、大幅な寄附件数の増を見込んでおりますことにより、報償費では増額を見込んでおります。

また、そのほかに、報償費では、町史編さん事業について、新年度からいよいよ執筆業務に入るために、昨年度の資料調査専門員のほかに、編さん協力員といたしまして3名の協力を得ようとするものでございます。

次に、業務等委託料でございます。

町史制作業務委託料945万円について増額となっておりますが、平成27年度から執筆業務に入るための増額でございます。これは、債務負担行為に基づくもので、平成29年度までの分の設定でございます。

次の総合計画策定業務の委託料289万2,000円でございますが、これは、債務負担行為によるもので、平成27年度に完了するものでございます。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

上から2行目、積立金171万2,000円ということで増額となっておりますのは、先ほども御説明しましたが、ふるさと寄附金について、本年度、1,000万円の歳入を計上していることから、特産品828万8,000円の歳出計上の残りを基金積立金として計上しようとしているものでございます。

次に、5、国際交流事業の負担金、ケンブリッジ交流事業負担金79万9,000円でございますが、ケンブリッジ交換留学生に係る予算を報償費から組みかえたこと及び平成27年度からケンブリッジ高校へ、毎年、高校生2名を短期交換、交互で留学をすることとするものでございまして、平成27年度は短期留学となるものでございます。翌年、平成28年度は交換留学になる予定でございます。

次に、辺地対策費、1、生活バス路線等維持事業であります。一番下の積立金1万4,000円につきましては、基金利子の積立金で、以降の費目に計上しております積立金も同様なもの、利子のみにつきましてはそ

それぞれの説明は省略させていただきたいと思
います。

次のページをおめくりいただきたいと思
います。

上から2段目、住民活動推進費の1、住民
活動推進事業の4行目、修繕料371万円と
いうことで増額となっております。このう
ち、184万9,000円につきましては古
梅総合センター体育館支柱修繕を、106万
1,000円については報徳地区農作業準備
休憩施設体育館屋根塗装を行おうとするもの
による増額でございます。

4行飛びまして、庁用備品、24万円でご
ざいますが、これは、青稲地区ふれあい会館
におけるストーブ1台の更新を図ろうとする
ものでございます。

次に、1ページをめくっていただきたいと思
います。

上から2段目、1、財政調整等基金積立
金、積立金523万3,000円でございま
すが、財政調整基金、公共施設整備基金、減
債基金の3基金に係る利子積立金として52
3万2,000円と、寄附金の科目設定に伴
う積立金として1,000円を計上している
ものでございます。

次、1、電算システム事業の下から2行
目、社会保障・税番号制度対応システム作成
委託料708万5,000円と財務会計シス
テム番号制度対応プログラム作成委託料79
万1,000円、その次のページ、1行飛び
まして、負担金、社会保障・税番号制度中間
サーバープラットフォーム利用負担金653
万6,000円につきましては、マイナン
バー制度対応のためのシステム作成及び中間
プラットフォーム利用料の計上をいたしてい
るところでございます。

次、11、諸費、1、防災対策事業の7行
目、消耗品費850万円でございますが、こ
のうち、839万円は戸別配付用非常持ち出
し品の2年次目の2,600個と、毛布59
0枚を購入しようとするものでございます。

少し飛びまして、機械器具350万4,0

00円とございますけれども、これについま
しては、備蓄計画に基づき、仮設トイレ12
基、ハロゲンライト12台を整備しようとす
るものでございます。

次に、自主防災活動推進事業の補助金、自
主防災資機材等購入補助金160万円とい
うことで増額となっておりますのは、防災資機
材3セット分を補助しようとするもので、新
年度は、美幸自治会、仲町2自治会、栄町東
自治会の3自治会に補助しようとするもの、
また、収納物置1基ということで、これは、
美幸自治会にそれぞれ配置するための補助を
しようとするものでございます。

次、1ページめくっていただきたいと思
います。

上から2段目になります。1、町税等課税
事務の業務等委託料、2行飛びまして、社会
保障・税番号制度対応システム作成委託料5
03万4,000円、新規計上であります
が、これも、先ほど来出てきまして、また今
後も出てきますが、この委託料は、町税の賦
課・収納・滞納業務に対するマイナンバー制
度対応システムの作成分でございます。

次に、徴税等収納事務の5行目、通信運搬
費と、次は新規でございます、手数料は増
額となっておりますが、これにつきましては
は、新年度からコンビニ収納を導入する経費
といたしまして増額を見込んでございます。

次をめくっていただきたいと思
います。

1、戸籍住民基本台帳事務の業務等委託料
の下から3行になります、社会保障・税番
号制度対応システム作成委託料とい
うことで、新規計上であります。これも、先
ほど来と同じく、マイナンバー制度対応によるシ
ステム作成委託料でございます。

次をめくっていただきたいと思
います。

上から2段目、1、知事及び道議会議員選
挙事務と、次の1、町長及び町議会議員選挙
事務につきましては、本年4月に行われる統
一地方選挙の費用を計上いたしているもので
ございます。

1枚めくっていただきたいと思
います。

上から2段目、1、統計調査事業ということで、1,126万8,000円の計上で大幅に増額しておりますが、これは、平成27年10月に5年ごとに実施されます国勢調査による予算増でございます。

1枚めくっていただきたいと思います。

103ページにおきましては、前年度と大きな変更はございません。

次をめくっていただきたいと思います。

民生費でございます。民生費の総額は21億9,531万円でございます。

1、社会福祉推進事業の補助金の欄の3行目、社会福祉協議会補助金につきましては、本年、職員5名分の人件費を補助しようとするものでございます。

この段の一番下、国民健康保険特別会計繰出金、1億5,969万3,000円につきましては、内訳といたしまして、保険基盤安定分、人件費分、電算委託料分、電算機器借上料分、出産育児一時金分、財政安定化支援事業分を一般会計から繰り出しをしようとするものでございます。

次の段、1、コミュニティセンター維持管理事業の5行目、修繕料381万8,000円ということで増額となっております。このうち、261万8,000円につきましては、従来から計画の大集会室の床ウレタン塗装及びラインの改修につきまして、平成26年度耐震補強工事が完了したことに伴いまして、本年度実施しようとするものでございます。

次をめくっていただきたいと思います。

上から2段目、1、高齢者福祉推進事業の6行目、業務等委託料、災害時要支援者台帳システムデータ更新委託料21万6,000円、新規計上でございますが、これは、平成24年3月導入のゼンリン地図の更新を図ろうとするものでございます。

次の補助金の一番下の行、地域福祉活動補助金80万円ということで、前年度から20万円増額となっておりますが、これにつきましては、たすけあいチームに貸し出しの家庭

用除雪機の燃料代が不足している実態から、社会福祉協議会と2分の1ずつの負担として補助を増額しようとするものでございます。

次をめくっていただきたいと思います。

2、一番上の在宅福祉事業の3行目、通信運搬費が増額となっております。それと、機械器具につきましても増額となっておりますが、まず、通信運搬費のうち29万8,000円、それから、機械器具のうち348万8,000円につきましては、平成21年に美幌消防署に設置をいたしました緊急通報センター装置の更新でありまして、津別町と折半で負担し、整備をしようとするものでございます。

次、4、高齢者福祉施設運営事業993万5,000円ということで大きく減額となっておりますけれども、これにつきましては、老人福祉寮の廃止に伴う減額でございます。

次、5、高齢者保護措置事業、扶助費、老人保護措置費4,275万2,000円につきましては、美幌町民が町外の養護老人福祉施設に入所しております18名の方と入所予定者4名を見込み、計22名に対する措置費の計上分でございます。前年度より2名増を計上いたしております。

次をめくっていただきたいと思います。

一番上の6、後期高齢者広域連合負担事業、負担金、療養給付費負担金でございますけれども、これは、後期高齢者医療広域連合で支払いする医療給付費に要する町の公費負担分で、国が6分の4、道が6分の1、町が6分の1の負担でございます。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、事務費繰入金として1,938万8,000円を、保険基盤安定分といたしまして7,778万8,000円を一般会計から繰り出ししようとするものでございます。

次の介護保険特別会計繰出金につきましては、給付費負担分として1億9,534万2,000円を、介護予防事業分といたしまして152万3,000円を、包括支援事業分として608万9,000円を、任意事業分と

いたしまして1,116万3,000円を、事務費分として5,072万円を、介護保険料軽減費として366万円、トータル2億6,849万7,000円を計上しているものがございます。

次の段、国民年金事務の業務等委託料の2行目につきましては、先ほど来説明いたしておりますマイナンバー制度の対応分でございます。

次の段、1、障害福祉事業の消耗品費と印刷製本費であります。消耗品費のうち1万8,000円と印刷製本費のうち2万6,000円は、新規でございますが、支援が必要な障害者と支援を行いたい人をつなぐヘルプカード500枚を作成しようとする経費を見込んでおります。

次をめぐっていただきたいと思えます。

一番上の行、業務等委託料の2行目、これにつきましても、マイナンバー制度対応のためのシステム作成分でございます。

次をめぐっていただきたいと思えます。

上から3段目、児童福祉事務、2行目、業務等委託料の社会保障・税番号制度に係るものにつきましては、先ほど来と同様でございます。

1行飛びまして、法人立施設等運営費負担金7,420万8,000円、新規計上であります。これにつきましては、子ども・子育て支援新制度に伴い、施設型給付を受ける認定こども園へ移行する藤幼稚園に係る施設給付で、負担割合、国2分の1、道4分の1、町4分の1でございます。

次の認可外保育所利用者補助金793万6,000円ということで増額となっておりますが、これにつきましては、新年度からの町保育料引き下げに伴います補助金の増となっているものがございます。

次をめぐっていただきたいと思えます。

117ページにつきましては、特に前年度からの変更はございません。

次の119ページであります。

2段目の1、美幌保育園管理運営事業と次

のページの東陽保育園管理運営事業につきましては、前年度、別事業といたしておりました施設維持管理事業をこの管理運営事業に含めて組みかえをしておりますので、総体的には大きな変更はございません。

次に、123ページをお開き願いたいと思えます。

上から2段目、へき地保育所管理運営事業の2行目、臨時職員賃金2,223万2,000円ということで増額となっております。これは、障害児等対応補助保育士の増員によるものがございます。

このページの一番下、1、児童手当支給事業、めぐっていただきまして、125ページ、上から2行目、業務等委託料、社会保障・税番号制度の関係は、先ほど来と同様でございます。

次をめぐっていただきまして……。

○議長（古舘繁夫君） 部長、民生費が終わったのですね。そうしたら、昼から衛生費に移りますので、暫時休憩をいたします。

再開は1時15分とします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それでは、引き続き、議案の127ページをお開きいただきたいと思えます。

衛生費でございます。

衛生費の総額は9億2,118万3,000円でございます。一番上段であります1、保健衛生推進事業の下のほうになりますが、補助金の2行目、医療従事者就業支援補助金690万円ということで増額となっておりますが、補助対象者の増加を見込みましての増でございます。住宅準備補助として7名分、就業支援補助として22名分を計上いたしているところでございます。

一つ飛びまして、3、他会計負担事業、負担金、水道事業会計負担金20万5,000円につきましては、公共施設の無償給水に係る一般会計からの負担金でございます。

次の病院事業会計負担金でございますが、これにつきましては、救急医療確保経費、医師確保に要する経費、高度医療に係る経費、建設改良費、自治体病院再編経費、改革プラン経費、小児医療経費、不採算診療経費で、合計2億908万9,000円を計上いたしているところでございます。

次の補助金、病院事業会計補助金でございますが、これにつきましては、医師・看護師研究研修経費、基礎年金拠出金、子ども手当分といたしまして、3,366万6,000円を計上いたしております。

その次の投資及び出資金につきましては、病院事業会計の出資金でございますが、医療機器購入経費、建設改良経費、合計1億1,636万8,000円を計上いたしております。

次の繰出金、個別排水処理特別会計繰出金3,810万1,000円につきましては、地方債の償還分として674万2,000円を、資本費のルール分として1,318万7,000円と、基準外分といたしまして1,817万2,000円を繰り出ししようとするものでございます。

次の広域事務組合負担事業、負担金、美幌・津別広域事務組合負担金1,248万1,000円につきましては、火葬場の運営に要する一般会計からの負担でございます。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

中ほどの3、母子保健事業の業務等委託料の一番下、社会保障・税番号制度、これにつきましては、先ほど来と同じくマイナンバー制度対応のシステム作成であります。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

3行目、4、健康づくり事業の業務等委託料の一番下、ピロリ菌検査委託料63万5,

000円、新規計上でございますが、平成26年度は、北海道大学の支援、協力によりまして、中学校全学年で実施したピロリ菌検査、除菌について、新年度は未実施者を町単費で行うとともに、除菌を行った生徒の1年後の除菌確認検査をあわせて町単費で行おうとするものでございます。

なお、昨年度の未実施者の検査分といたしましては25名分を、1年後の検査といたしましても25名分を計上いたしているところでございます。

次の補助金、子育て世帯禁煙サポート補助金100万円、新規計上でございます。

これは、受動喫煙の中で特に影響の受けやすい子供をたばこの害から守るために、新年度から、子育て世帯の親や生計をとともにする者の禁煙外来治療費自己負担費用の2分の1、上限1万円を補助し、禁煙を促し、養育環境の向上と健康増進を図ろうとするもので、100名分を計上いたしているところでございます。

次の段、2、墓地・霊園等管理事業の4行目、修繕料42万8,000円、新規計上でございますが、これは、まず1点、市街地共同墓地ののり面を修繕しようとするもの、もう一点は、美幌霊園の漏水修繕を行おうとするものであります。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

上から2段目の3、花樹育苗センター管理運営事業は、管理運営事業全体で増額となっております。これにつきましては、特に、ビニールハウス6棟ありますが、そのうち1棟の倒壊によりまして、その1棟分を修繕しようとするものでございます。

次の1、保健福祉総合センター管理運営事業の修繕料2,423万2,000円ということで増額となっておりますが、これのうち2,203万2,000円につきましては、平成16年設置の健康入浴室に係る次亜塩素酸生成装置、アクアクリーンシステムの更新を、過疎債を財源に実施しようとするもので

ございます。

次のページをめくっていただきたいと思
います。

上から2段目、1、ごみ分別収集関連事業
の業務等委託料、まず、塵芥収集業務委託料
5,729万1,000円ということで増額と
なっておりますのは、一般管理費の見直しと
祝日出勤者の代替賃金を計上いたしたところ
による増額でございます。

次の資源ごみ収集等運搬業務委託料2,4
30万9,000円につきましても増額と
なっておりますが、これにつきましては、新
たに家電、衣類を追加回収するものによる増
額が主でございます。

次、二つ飛びまして、有害ごみ収集運搬業
務委託料66万1,000円、これは新規計
上でございます。これにつきましては、新た
に電池、蛍光灯を追加回収しようとするもの
でございます。

次、4行飛びまして、使用済蛍光管等処理
業務委託料9万8,000円の新規計上でご
ざいますが、これにつきましては、先ほど説
明いたしました蛍光灯の回収に伴いまして、
1,000キログラムの想定をした処理の委
託料でございます。

1事業飛びまして、3、ごみ処分場維持管
理事業の修繕料1,994万4,000円とい
うことで増額となっておりますのは、このう
ち672万円につきまして、発泡スチロール
溶融機の交換を行おうとするものでございま
す。

次のページをおめくりいただきたいと思
います。

一番上、施設維持管理等委託料のごみ処理
場維持管理委託料、8,757万2,000円
ということで増額となっておりますのは、現
在、2基及び3基を併用して受け入れして
おりますことに伴いまして、業務料の増により
職員の増員を図ろうとするものでございま
す。

次の工事請負費、第I期水処理施設屋根改
修工事442万3,000円でございます

が、経年劣化による改修をしようとするもの
でございます。

次のBDF製造装置排気設備新設工事57
2万7,000円でございますが、これは新
規でございますが、BDF製造装置の施設に
排気設備を新たに設置しようとするものでご
ざいます。

1行飛びまして、庁用備品37万6,00
0円の新規予算化でございますが、これは、
平成9年に購入いたしましたジェットヒー
ターの更新及び蛍光管の保管コンテナを2台
購入しようとするものであります。

次の機械器具15万7,000円も新規予
算化でございますが、平成7年に購入いたし
ましたガスモニターの更新をしようとするも
のでございます。

ここのページは以上であります。

次をめくっていただきたいと思
います。

次は、労働費であります。

労働費の総額は3,298万7,000円
でございます。労働費につきましては、前年度
から特に変更はございません。

次のページをお願いいたします。

農林水産業費でございます。

総額は5億3,884万3,000円
でございます。一番上段、1、農業委員会運営事務
の費用弁償22万2,000円とい
うことで増額となっておりますのは、管内農業委員会
連合会の役員となったことから、全国農業委
員会会長大会兼中央要請集会並びに研修会へ
の出席のため、東京1回分を増額しているも
のでございます。

次、業務等委託料の2行目、農地台帳シ
ステム保守管理委託料10万8,000円、新
規計上でございます。これは、平成26年度
に導入いたしました農地台帳システム保守管
理が平成27年度以降、毎年、必要となっ
てくるものの計上でございます。

次のページをめくっていただきたいと思
います。

中ほどになりますが、2、新規就農者等支
援事業、補助金、新規就農者等支援事業補助

金1,358万8,000円ということで増額となっておりますのは、新規就農者、これは新規参入者であります。1名の営業開始経費といたしまして200万円及び農業従事者補助対象者の増ということで増額となっております。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

6、みらい農業センター管理運営事業の中ほどにあります業務等委託料、2行目、農産物品質評価委託料30万円の新規予算計上ですが、これは、美幌産アスパラの販売促進を図るために、栄養素の分析、評価を行うおとすものがございます。

次の事業、7、環境保全型農業直接支援対策事業の補助金、環境保全型農業直接支援対策事業費補助金834万円ということで増額となっておりますが、これは、制度改正に伴いまして、従来、国が直接支払いしていた補助金を町が一括して農業者に交付となったことによる変更に伴う増額でございます。

次の事業、1、畜産振興事業ということで、1ページめくっていただきまして、次のページの4行目の補助金の下から2行目、乳用種性判別凍結精液助成事業補助金75万円ということで増額となっておりますが、対象牛の補助要件を廃止し、単価を8,000円から1万円に増額しようとするものがございます。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

上から2段目の2、道営土地改良事業、3行目、負担金1億7,841万3,000円、これに係る6事業の工事内容につきましては、後ほど副町長から御説明を申し上げます。

その下、補助金、美幌豊栄地区と美幌昭美地区の農業経営高度化促進事業補助金であります。これは新規予算化でございます。これは、新年度から町が補助事業主体となりまして、豊栄地区593.9ヘクタールのうち9.94ヘクタールを、昭美地区、全体では

211.7ヘクタールのうち8.23ヘクタールを、通年施工で、休耕する中で区画整理を行い、2分の1は農業経営高度化促進事業補助金を受け、残りの2分の1を受益者分担金で受けるものがございます。

次の3、団体営土地改良事業の修繕料260万円ということで増額となっておりますが、これのうち240万円は、瑞治の明渠排水38メートル分の修繕を見込んでいます。

このページの一番下、機械器具18万8,000円、新規計上でございますが、これは、多面的機能支払事業補助金の財源4分の3補助を活用いたしまして、現地確認用にラジコンヘリコプター1機を購入するものがございます。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

上段の中ほどにあります補助金、2行目、多面的機能支払事業補助金2,752万8,000円の新規予算化でございますが、これは、負担金から補助金への組みかえと、法改正により、平成27年度から、国2分の1、道4分の1の補助金を、町の予算を通し、町の4分の1補助とあわせて交付することとなったことによるものがございます。

このページの一番下の事業、2、林業推進事業の消耗品費、98万円ということで増額となっておりますが、新規といたしまして、このうち70万円は1歳の誕生祝いに町産材のおもちゃを贈り、木育を推進する、「誕生祝！はじめての木づかい事業」をスタートさせるもので、1個5,000円相当のおもちゃ、140人分を計上いたしているところでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思えます。

上から4行目、業務等委託料のまず木製遊具造作委託料と工事請負費の林業館改修工事、その下の庁用備品、教育備品、これらにつきましては、合計3,536万7,000円の新規計上であります。これは、新規事業

で、北海道地域づくり総合交付金を活用いたしまして、林業館を改修し、木の遊具やおもちゃを設置し、木と遊び、木と触れ合う木育広場を開設し、森林を守り育てる木育を推進しようとする予算化でございます。

次の業務委託料の3行目、カーボンオフセット制度PR用看板作製委託料43万5,000円の新規予算化でございますが、これは、庁舎正面玄関に認証材のパネルを設置いたしまして、寄附者の顕彰と事業の啓蒙を図ろうとするものでございます。

次、補助金の2行目、木質ペレットストーブ購入補助金400万円でございますが、新年度から国庫補助の対象外となる予定でございますが、町単独事業として継続をしようとするものでございます。

その次の林業グループ活動費補助金2万5,000円、新規計上であります。平成27年度に林業グループが道内視察を実施することに伴い、視察経費の一部を森林組合と町とで折半し、補助しようとするものでございます。

次の段、1、治山林道施設整備推進事業の4行目、自動車等借上料64万8,000円につきましては、平成26年度に設置しております栄森牧場手前の治山施設の沈砂池しゅんせつ重機借上料の計上でございます。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。

155ページにつきましては、昨年度と大きく変わりはございませんので、省略をいたします。

次のページをめくっていただきたいと思っております。

商工費であります。

商工費の総額は4億1,108万2,000円でございます。上段の2、新エネルギー導入推進事業の5行目、業務等委託料、太陽光発電システム設置モニター委託料200万円につきましては、新年度から国庫補助の対象外となる予定でございますが、町単独事業として継続をしようとするものでございます。

次の段、1、商工振興推進事業の各種表彰等報償22万1,000円ということで増額となっておりますが、毎年行っております商工業優良従業員表彰に際し、新年度から記念品を贈呈しようとするものでございます。

次の事業、2、商店街活性化促進事業の補助金につきましては減額となっておりますが、これにつきましては、平成26年度において、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業で、町内消費拡大セール事業を振りかえをして、平成26年度の補正予算に前倒しをすることに伴いまして、全額を減額することとなっているものでございます。

次の事業、3、中小企業融資利子補給事業の貸付金3億1,000万円ということで増額となっておりますが、町の原資2億8,500万円に2,500万円を新年度に増額し、原資の4倍枠で金融機関から運転資金、設備資金に貸し付けをするものでございます。

次の事業、1、観光振興事業につきましては、第2次美幌町観光振興計画の策定を行うものによる増でございます。

次のページをめくっていただきまして、上から9行目、負担金の4行目、女満別空港国際チャーター便誘致協議会負担金23万円ということで増額となっております。これにつきましては、構成団体のPR用DVD、これは英語バージョンでありますけれども、この作成のために増額となっております。

次、4行飛びまして、女満別空港整備利用促進協議会負担金20万円ということで、新規予算の計上であります。これは、東京便の利用減少に伴いまして、プロモーション等による誘客利用促進事業を新たに行おうとするものでございます。

次の美幌峠再発見実行委員会負担金80万円につきましては、新規計上であります。平成26年度までは、北網地域活性化協議会負担金といたしまして支出をしておりましたが、活性化協議会の事業がなくなったことによりまして、直接負担金といたしまして実行

委員会に支出をする予算の組みかえでございます。

次の補助金、観光物産協会補助金928万7,000円ということで、これも増額となっていますが、6月7日に予定の「君の名は」の特別上映会を開催する予定であること、また、フォトコンテスト実施等により増額となっているものでございます。

次、二つ事業を飛びまして、4、観光施設維持管理事業でございますが、次のページをめくっていただきたいと思います。

上から2行目になります。交流促進センター維持管理委託料950万円ということで増額となっておりますが、これにつきましては、電気料金的大幅改定がありまして、社会情勢に大きな変化があったことから、委託料の変更をしようとするものでございます。

次、機械器具242万2,000円、これも新規計上でございますが、これは、交流促進センターにおける井戸ポンプ1台、券売機1台の更新をしようとするものでございます。

次の事業、5、観光イベント推進事業、補助金の3行目、夏まつり補助金200万円につきましては、会場設営の充実及び花火の演出効果を高めることにより、補助金を100万円から200万円に増額するもので、特定財源として、いきいきふるさと推進事業助成金の2分の1を入れて行おうとするものでございます。

次のページをめくっていただきたいと思います。

土木費であります。

総額は9億9,650万6,000円でございます。

上から2段目、1、道路台帳整備事業、業務等委託料の道路台帳修正業務委託料585万3,000円ということで増額となっておりますが、このうち277万9,000円は、ファイリングシステムの新年度の導入に伴いまして、道路台帳図面のPDFデータ化を図るため、スキヤニング業務を委託しよう

とするものによる増額でございます。

次のページをめくっていただきたいと思います。

中ほどの2、道路橋梁補修事業、2行目、実施設計等委託料の路面性状調査等委託料538万9,000円の新規計上でございますが、これは、道路舗装面の劣化箇所の調査を実施することで、その状態によっては、舗装・補修工事を補助事業として実施可能となるもので、新年度に、35路線、48.5キロメートルを実施しようとするものでございます。

その下、工事請負費5,570万円の3件の工事内容につきましては、後ほど副町長から御説明を申し上げます。

次の事業、3、除雪対策事業1億443万4,000円でございますが、まずは、一斉除雪といたしましては、4回から6回への増を見込んでおります。下のほうになりますが、下から5行目、施設維持管理等委託料の除排雪委託料2,909万7,000円でございますが、自動車等借上料からの組みかえ及び一斉除雪の2回分の増を見込んでいるものでございます。

次のページをめくっていただきたいと思います。

中ほどの段、1、道路整備事業、6,491万7,000円の4件の工事内容につきましては、後ほど、副町長から御説明を申し上げます。

次のページをめくっていただきたいと思います。

上から2段目、1、公園維持管理事業の中ほど、施設維持管理等委託料のスケートリンク維持管理委託料599万4,000円ということで増額となっております。これは、小学校3校の維持管理委託料で、平成26年度までは旭小のみ直営で行っていましたが、年々、降雪量の増加に伴いまして除雪作業がふえてきたために、旭小学校のスケートリンクについても委託に変更としようとするものによる増額が主でございます。

次、工事請負費であります。

簡易水洗トイレ設置工事とその他の備品でございますが、新年度、あおやま公園に簡易水洗トイレを設置しようとするものでございます。

一番下の段、公共下水道繰出事業、繰出金、公共下水道特別会計繰出金4億232万5,000円につきましては、雨水処理に要する経費、地方債償還金、水洗便所普及費、汚水処理費のほか、基準外の一般会計からの繰出金でございます。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

一番上段の1、建築事業の一番下、補助金につきましては、150万円ということで前年度から大幅に減額となっておりますのは、住宅リフォーム促進補助金につきまして、平成26年度の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業へ振りかえすることとしての全額減額となっているものでございます。

次の段、1、公営住宅管理事業の5行目、修繕料3,729万円でございますが、このうち1,627万9,000円につきましては、美園団地6棟24戸の屋根修繕でございます。また、そのうち500万円につきましては、仲町団地のバルコニー笠木修繕でふえているものでございます。

1行飛びまして、業務等委託料の社会保障・税番号制度対応システム作成委託料は、先ほど来説明しておりますマイナンバー制度の対応分でございます。

このページの一番下の段、公営住宅整備事業、工事請負費、公営住宅駐車場整備工事2,578万4,000円につきましては、年次計画で、駐車場の有料化にあわせて整備をしておりますもので、新年度は三橋南団地を整備しようとするものでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思えます。

173は飛びまして、175ページであります。

消防費であります。総額は4億7,05

6万8,000円でございます。

消防費の内容につきましては、後ほど副町長から御説明を申し上げますので、次のページをめくっていただきたいと思えます。

教育費であります。

総額は10億4,619万4,000円でございます。

一番下の段、1、教育振興事業の1行飛びまして、補助金、私立幼稚園就園奨励費補助金1,941万9,000円ということで大幅に減額となっておりますのは、子ども・子育て支援新制度への移行に伴いまして、藤幼稚園が施設型給付を受けるために本補助金の対象外となる減額によるものでございます。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

上から3行目、2、学校教育振興事業の3行目、臨時職員賃金1,485万5,000円ということで大幅に伸びておりますが、このうち447万5,000円は、旭小学校3年生の少人数学級を推進するための期限つき教諭1名の増員を、また、うち224万7,000円は、指導主事の嘱託から臨時職員への組みかえによる増でございます。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

上の段の一番下、補助金、食物アレルギー診断経費補助金7万5,000円、新規予算化でございますが、これは、医師が作成する学校生活管理指導表に係る自己負担額の2分の1を町が助成することとし、本年、25名分を計上いたしているところでございます。

一番下の段、1、小学校管理事業の4行目、消耗品費1,245万4,000円ということで大幅に増額となっておりますのは、平成27年に、小学校教科用図書の改訂によりまして、教師用指導書を購入するために増額となることで、669万円が増額となっております。

次、4行飛びまして、修繕料2,668万3,000円ということでありますが、これにつきましては、このうち976万4,00

0円につきましては、美幌小学校校舎の暖房ボイラーの取りかえ修繕を、また、そのうち955万円は、同じく美幌小学校の体育館の温風暖房器の取りかえ修繕を行おうとするものでございます。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

一番上の行、業務等委託料の2行目、窓ガラス飛散防止業務委託料192万円の新規予算化であります。これは、東陽小学校の吹き抜け玄関ホールの斜面ガラスが地震の際に飛散するおそれがあるために、飛散防止フィルムを貼る新規委託料での計上でございます。

次の行、体育館床塗装業務委託料260万3,000円の新規予算化でございますが、これは、東陽小学校体育館床のウレタン塗装の改修を図ろうとするものでございます。

このページの中ほど、工事請負費、旭小学校体育館屋根改修工事と旭小学校屋外遊具更新工事につきましては、いずれも経年劣化により改修、更新をしようとするものでございます。

1行飛びまして、庁用備品803万5,000円につきましては、旭小学校の教職員パソコンの更新、美幌小学校印刷機の更新、児童機の更新でございます。

次の機械器具117万円は、東陽小学校体育館に障害児対応のためにAED（自動体外式除細動器）の設置を、旭小にロータリー除雪機を配備しようとするものでございます。

次の教育備品は100万円ということで増額となっておりますが、これは、吹奏楽の楽器の更新で、老朽化により、昨年度の50万円から本年度は100万円に増額をしようとするものでございます。

次に、3行飛びまして、積立金50万円ありますが、これは、美幌小学校林の売り払いに伴い、7割分に相当する分を学校施設整備基金へ積み立てしようとするものでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思

ます。

上から2段目、1、小学校教材整備事業の3行目、機械器具317万7,000円でございますが、このうち308万円につきましては、各小学校にプロジェクター1台、各学年に大型テレビ1台、実物投影機1台のICT機器を整備しようとするものでございます。

次の段の2、小学校特別支援学級振興事業の2行目、人夫賃等1,266万8,000円ということで増額となっておりますのは、対象児童の増によりまして、介助員7名から10名に増員し、対応をしようとするものでございます。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

1、中学校管理事業の下のほうになりますが、庁用備品1,570万1,000円ということで大きく伸びておりますが、このうち1,525万2,000円は、中学校2校の教職員パソコンの更新のほか、北中学校の印刷機を更新するものでございます。

1行飛びまして、教育備品100万円ということでこれも伸びておりますが、これは、小学校と同様、吹奏楽の楽器の更新で、老朽化により前年度の50万円から本年度は100万円に増額をしようとするものでございます。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

上から2段目、1、中学校教材整備事業の2行目、庁用備品1,216万4,000円のうち1,212万5,000円につきましては、北中の教育用パソコンの更新で、平成22年に更新したもののさらなる更新であります。

次の段、二つ目の事業、2、中学校特別支援学級振興事業の2行目、人夫賃等131万2,000円ということで、こちらは減額となっておりますが、これは、対象生徒の減により介助員が4名から1名に減となるものでございます。

次のページをめくっていただきたいと思います。

上の段の中ほど、2、社会教育推進事業の2行目、各種行事等報償、それから、4行飛びまして、食糧費、その下の印刷製本費につきましては、平成28年から平成32年の5カ年を計画期間とする第7次美幌町社会教育中期計画の策定を行う経費を計上しているものでございます。

次の段の二つ目の事業、2、青少年教育事業ということで、次のページをおめくりいただきたいと思います。

上から4行目、補助金、美幌町青年交流会補助金3万円、新規計上でございますが、これは、青年活動団体B-l i v eが、新年度、設立5周年目を迎えることから、イベントを計画し、事業費30万円のうち消耗品相当額3万円を補助しようとするものでございます。

次に、一つ事業を飛びまして、4、芸術文化振興事業の各種行事等報償、消耗品、食糧費、手数料、1行飛びまして、著作権等使用料につきましては、劇団の結成に向けて、演劇セミナー、あるいは、びほーるでのアートギャラリーを実施する経費を計上いたしているところでございます。

次の負担金の2行目、芸術文化鑑賞事業負担金430万円につきましては増額となっておりますが、まず一つ目は、芸術文化鑑賞事業といたしまして、新年度は、洋楽コンサート、日本フィルアンサンブルコンサートを計画し、230万円の計上。次、二つ目は、びほーる共催鑑賞事業といたしまして、新規に、平成26年12月、東京都にお住まいの本田忠盛様から御寄附をいただいた150万円を活用させていただき、若者向けコンサートを企画し、150万円の計上を。三つ目といたしまして、文化団体招聘鑑賞事業といたしまして、学校との連携による子供の鑑賞事業として50万円を計上いたしているところでございます。

その下、補助金の芸術文化振興事業補助金

250万円につきましては、まず1点目、指導者招聘事業ということで、吹奏楽技術講習会の補助として40万円を、鑑賞事業といたしましては、まず、北海道出身のTRIPLANEライブ、それから、「いにしへの調べ」、それから、ヴァイオリン、サクソ四重奏、ジャズコンサートで210万円を計上いたしているところでございます。

次の段、1、びほーる等管理運営事業ということで、次のページをおめくりいただきたいと思います。

一番上の行、舞台設備等操作業務委託料1,263万6,000円ということで増額となっておりますのは、舞台技術者1名を増員いたし、操作体制の充実強化を図ろうとするものによる増額でございます。

中ほど、実施設計等委託料、1行目、町民会館改築基本設計委託料525万2,000円につきましては、平成26年、27年の2カ年で実施の平成27年度分でございます。7月に完了予定でございます。

その下、町民会館改築実施設計委託料5,129万円、新規計上でございますが、基本設計を踏まえまして実施設計に着手するもので、設計費については、今、検討中ではありますが、面積は最大限で算出をいたしているところでございます。

3行飛びまして、機械器具200万円の計上でございますが、増額となっておりますのは、照明器具、音響器具、舞台設備の器具の充足を年次的に図ろうとするものによる増額でございます。

次のページをめくっていただきたいと思います。

197ページにつきましては、前年度と大きく変更はございませんので、省略させていただきます。

次、199ページをごらんいただきたいと思います。

一番上、2、図書館施設維持管理事業の一番下から3行目、機械器具50万6,000円の増額計上でございますが、これは、図書

館に小型ロータリー除雪機を導入しようとするものでございます。

下の段、1、博物館運営事業ということで、1ページめくっていただきたいと思いません。

201ページの上から4行目、修繕料336万8,000円ということで増額となっておりますが、これは、このうち122万7,000円は、トイレの洋式化改修・修繕の計上をいたしているところでございます。

このページの中ほど、庁用備品150万円ということで増額となっておりますが、これは、平成26年度にふるさと寄附金で東京都にお住まいの本田忠盛様から、博物館設備整備充実のためにと150万円の御寄附をいただきまして、これを活用し、スタンド式の展示ケース2台を購入するものでございます。

次の事業、2、博物館活動推進事業787万3,000円ということで増額となっておりますが、新年度においては、昆虫をテーマとした特別展を企画し、所要の経費を計上いたしているところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思いません。

一番下の段、1、スポーツ推進事業ということで、次のページをめくっていただきたいと思いません。

上の段の中ほど、補助金の一番下、北海道社会人卓球選手権大会補助金10万円の新規予算計上ではありますが、これは、平成27年8月に、本町において、第49回北海道卓球選手権大会マスターズの部が開催されるための補助金を計上いたしたところでございます。

下の段、1、屋内体育施設維持管理事業の一番下、修繕料539万2,000円ということで増額となっておりますが、このうち474万2,000円につきましては、B&G海洋センター、上屋シートの取りかえ修繕を計上いたしたところによるものでございます。

次のページをめくっていただきたいと思

ます。

中ほどになりますが、教育備品ということで、208万3,000円の予算を計上いたしております。

まず一つ目は、スポーツセンターにおいて卓球台5台の更新、それから、フェンス運搬車1台の新規購入を予定しているもの、もう一点は、トレーニングセンターですが、レッグカールの1台、ローイングの1台を更新しようとするものでございます。

次の事業、2、屋外体育施設維持管理事業ということで、下から8行目、修繕料1,626万6,000円ということで増額となっておりますが、このうち492万3,000円は、柏ヶ丘運動公園、クロスカントリーコースの手すり敷設がえ、さらに、照明等の増設の実施をしようとするもの、また、729万円は、リリー山スキー場のリフト減速機のほか、設備修繕を実施しようとするものによる増となっているものでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思

ます。
上の段の中ほど、実施設計等委託料、河畔公園パークゴルフ場実施設計委託料1,350万円の新規計上でございますが、平成26年度実施の基本計画に基づきまして実施設計に早期に着手しようとするものでございます。

3行飛びまして、機械器具307万6,000円でございますが、芝生管理用機械の整備で、1点目には陸上競技場、野球場にソロカッター1台を新規に、もう一点目は、あさひ多目的広場用にスーパーモア1台を新規に、また、ハイバキューム1台を更新するものでございます。

次の段、1、学校給食運営事業の4行目、臨時職員賃金3,787万1,000円ということで増額となっておりますのは、このうち198万円につきましては、新規にアレルギー除去食を作成するため、専門調理員2名を配置しようとするものによる増でございます。

次のページをめくっていただきたいと思
います。

上から4行目、2、学校給食センター維持
管理事業の一番上、消耗品費463万8,0
00円ということで、これも増額となつてお
りますのは、このうち293万8,000円
につきましては、トレイ2,000枚の更新
を行おうとするものでございます。

1行飛びまして、修繕料658万2,00
0円ということでありますが、このうち43
6万4,000円につきましては、オートラ
イマーの修繕でございます。

下のほうに参りまして、機械等借上料2,
099万6,000円ということで増額と
なっておりますが、このうち101万1,0
00円は、真空式温水器を7年リースで借り
上げ、更新をしようとするものでございま
す。

1行飛びまして、庁用備品731万5,0
00円の計上でございますが、内訳といたし
まして、ステンレスコンテナ8台を、保温食
缶20個を、包丁、まな板殺菌庫1台を、コ
ピー機1台を、角型二重米飯缶70個を更新
しようとするものでございます。

その下、機械器具118万8,000円で
ございますが、これは、ロータリー除雪機1
台を購入しようとするものでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思
います。

公債費でございますが、総額は12億1,0
47万6,000円でございます。

町債元金償還金、償還金利子及び割引料1
0億7,906万8,000円でございます
が、公債費の残高につきましては、平成26
年度末で94億7,145万4,000円で、
新年度の償還額は10億7,906万8,00
0円で、借入額は6億7,400万円ござ
いますので、平成27年度末の残高は90億
6,638万6,000円となる見込みでござ
います。

次の町債の利子償還につきましては1億
3,026万3,000円を、一時借入金利子

につきましては100万円を計上いたして
おります。

その下、登録債支払事務、手数料14万
5,000円につきましては、市町村共済組
合が引き受け先となりました平成16年度借
り入れの保健福祉総合センター建設分の登録
債への事務手数料の計上であります。

次のページをおめくりいただきたいと思
います。

職員給与費でございますが、総額は13億
6,379万円でございます。

職員給与費につきましては、まず、特別職
給の1,889万2,000円につきましては、
町長、副町長2名分の給与でございま
す。その下の一般職給につきましては、教育
長を含む169名分の給与でございま
す。

次のページをおめくりいただきたいと思
います。

予備費でございます。

前年度と同額の100万円を計上いたして
いるところでございます。

それでは次に、歳入について御説明を申し
上げますので、20ページ、21ページをお
開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

まず、町税でございますが、前年度より2,
484万7,000円減の21億7,724万
円、率にして1.1%の減で計上しておりま
す。

個人町民税ですが、昨年は総じて出来秋が
好調でありましたので、農業所得の伸びを期
待する一方で、長引く景気低迷から給与所得
や営業所得が減少傾向にあるため、全体では
1%の増額を見込んでいるところでございま
す。

法人町民税につきましては、法人税率の引
き下げに伴いまして、法人税割の税率が1
4.7%から12.1%へ改定されるため、
1,483万5,000円の減額を見込んで
おります。

次、固定資産税でございますが、土地は地価
下落に伴う一部路線化の引き下げを、また、

家屋につきましては3年に1度の評価がえによる課税標準額の引き下げを、また、償却資産につきましては企業の設備投資による増をそれぞれ見込んだ結果、総額で1,549万2,000円の減収となる見通しをしたところでございます。

次に、町たばこ税につきましては、近年の健康志向を背景に売り上げ本数が減少していることから、2.6%、498万6,000円の減額を見込んだところでございます。

都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由で土地及び家屋の減少を見込んだところでございます。

次のページをめくっていただきたいと思えます。

地方譲与税であります。

地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の42%について市町村の道路延長及び面積に基づき譲与されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案の上、見込んでおります。

自動車重量譲与税は、自動車重量税の3分の1が市町村の道路延長及び面積に基づき譲与されるものですが、平成22年度からは、暫定措置として、その割合が3分の1から1,000分の407に引き上げとなっております。算定に当たっては、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案の上、3.4%、334万7,000円の減額を見込んでおります。

航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の9分の2が航空機の騒音で生じる障害の防止対策等に充てるために関係自治体に譲与されるもので、町の決算見込みから2,000円の減見込んでおります。

地方道路譲与税につきましては、平成21年度の道路特例財源の一般財源化に伴う科目設定となります。改正前に課税された道路特定財源分の収入があった場合、その用途は道路事業に限定されるための措置でございます。

次のページをおめくりいただきたいと思

ます。

利子割交付金であります。道民税の利子割額の99%の5分の3相当額を市町村の個人道民税額で案分して交付されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みにより勘案の上、見込んでおります。

次のページをおめくりいただきたいと思

ます。配当割交付金であります。これは、個人に係る一定の上場株式配当に対し、特別徴収された税額の99%の5分の3相当額が交付されるものであります。

企業の業績が回復基調にあることから、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案の上、376万円、率にして73.7%の増を見込んだところでございます。

次のページをおめくりください。

株式等譲渡所得割交付金は、個人の所得税において源泉徴収を選択した特定口座における株式等譲渡所得に対して特別徴収された税額の99%の5分の3相当額が交付されるものであります。地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して、1,128万5,000円の大幅増を見込んだところでございます。

次のページをおめくりください。

地方消費税交付金につきましては、消費税率の引き上げに伴う生産基準の見直しにより、8,661万7,000円、率にして33%増の3億4,921万7,000円を見込んだところでございます。

地方消費税は、その税負担を最終消費者に求める多段階から成る消費課税で、流通段階においては、最終的な消費地を把握できないために、都道府県間において消費に関連した基準を用いて清算をすることとなっております。

その清算後の金額の2分の1に相当する額を市町村の人口及び事業者数で案分して交付されるものであります。昨年4月から消費税並びに地方消費税の税率が合わせて8%となり、地方消費税の税率につきましても、従

来の1%から1.7%に引き上げとなっております。

なお、引き上げ分の地方消費税交付金につきましては、その全額を社会保障経費に充てることとなっているところであります。

次のページをおめくりいただきたいと思えます。

自動車取得税交付金であります。自動車取得税額の95%の10分の7相当額が市町村の道路延長及び面積に応じて案分され、交付されるものであります。地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して464万5,000円の増額計上となりましたけれども、平成29年4月に予定される消費税率の10%引き上げ時には、自動車取得税が廃止される見通しとなっております。

次のページをおめくりいただきたいと思えます。

国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、自衛隊が使用する飛行場や演習場、弾薬庫や燃料庫に要する土地及び建物、工作物の固定資産に対して、市町村の財政状況等を考慮して交付されるもので、いわゆる基地交付金と呼ばれるものであります。町の決算見込みを勘案し、38万2,000円を計上いたしているところでございます。

次のページをめくってください。

地方特例交付金は、平成18年度の税制改正に係る住宅借入金等特別税額控除の適用者について、所得税で控除し切れない控除額を住民税から控除することになったため、住民税の減収分を補填するために交付されるものであります。

地方財政計画の見通し及び町の決算見込みにより、見込んでいるところでございます。

次のページをおめくりください。

地方交付税であります。前年度当初予算と同額の38億4,000万円を計上いたしたところでございます。平成27年度の地方交付税の総額は、原資となる国税収入の法定率引き上げ、別枠加算の所要額確保、地方創生に係るまち・ひと・しごと創生事業費の創

設などにより、出口ベースで対前年マイナス0.8%の16兆7,548億円と、前年度と同水準の額が確保されたところでございます。

このことを踏まえまして、本町に係る地方交付税を推計いたしたところ、まず、基準財政需要額においては、特別枠である地域経済・雇用対策費の減を、新たに創設される人口減少等特別対策事業費の増を、臨時財政対策債振りかえ相当額の減を、交付税措置される公債費の減などを見込んだところでございます。

また、基準財政収入額におきましては、地方消費税率引き上げによる増収分を100%算入することによる地方消費税交付金の増など、さらには、不採算地区病院に係る特別交付税の増額、恒久的措置が明らかになったことを加味した結果、前年度と同額の38億4,000万円を見込んだところでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思えます。

交通安全対策特別交付金であります。これは、交通違反反則金から事務費を除いた額について、交通事故の発生件数や人口集中地区の人口などに基づいて交付されるもので、前年度と同額を見込んだところでございます。

次のページをごらんください。

分担金及び負担金につきましては、総額1億390万7,000円、前年度から2,608万3,000円の増額を見込んでおります。

農林水産業費分担金は、新たに稲都・福梅地区農地整備事業に着手すること、農業経営高度化促進事業の拡充に伴い、3,664万7,000円、率にして90.9%の大幅増に。民生費負担金は、保育園利用者の負担軽減を図るため、国基準の7割程度の水準へ引き下げるとともに、多子世帯の対象を小学校就学前から小学校3年生まで拡大することにより、保育料負担金が836万5,000円

と前年度に比べて1,255万2,000円の大幅減となるものであります。

次のページをおめくりいただきたいと思ひます。

使用料及び手数料につきまして、総額2億8,323万7,000円、前年度から427万8,000円の増でございます。

使用料の主な増減理由といたしましては、農業使用料について、前年度までは牧場使用料を見込んでおりましたが、昨年春の栄森地区草地崩落に伴い、栄森牧場の休止が続いていることから、新年度においては予算計上は行っておりません。

道路橋梁使用料について、道路法施行令の改正に伴い、平成27年4月から道路占用料の単価が改正することから、179万円の減額を見込んでおります。

住宅使用料につきましては、新年度は三橋南団地の駐車場を整備することから、その分の増額を見込んでいただいております。

次のページをおめくりいただきたいと思ひます。

手数料につきましては、前年度と大きく変わりはございません。

次のページをめくっていただきたいと思ひます。

国庫支出金でございますけれども、国の制度や事業の実施に伴います各種負担金及び補助金、交付金、委託金でありまして、総額6億4,074万4,000円を計上いたしております。

主な増減理由といたしましては、民生費国庫負担金の児童福祉費負担金について、新たに法人立施設等運営費負担金3,230万7,000円を計上しております。これは、子ども・子育て支援新制度への移行に伴いまして、藤幼稚園が施設型給付を受ける認定こども園に移行するため、運営に係る国庫負担金2分の1が措置されるものであります。

総務費国庫補助金の総務管理費補助金について、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上しておりますが、これは、いわ

ゆるマイナンバー制度の導入に要する経費に対して交付される補助金であります。

住民基本台帳や税、福祉に係る補助金として総額1,256万9,000円を計上いたしております。

教育費国庫補助金の教育総務費補助金については、幼稚園就園奨励費補助金453万1,000円と、前年度の770万3,000円から大幅減となります。先ほど説明のとおり、藤幼稚園が施設型給付を受ける認定こども園へ移行することにより、就園奨励費補助金の支給対象から除かれることによる減であります。

次のページをおめくりいただきたいと思ひます。

商工費国庫補助金につきましては、廃目となっております。これは、太陽光発電システム設置モニター事業に対しまして、これまで社会資本整備総合交付金50%が交付されておりましたが、平成27年度から補助対象外となることによるものでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思ひます。

道支出金でございますが、国庫支出金と同様に、各種制度や事業の実施に伴います負担金、補助金、交付金並びに委託金でありまして、総額は6億4,112万1,000円でございます。主な増減理由といたしましては、民生費道補助金の児童福祉費負担金について、新たに法人立施設等運営費負担金として1,615万3,000円を計上いたしております。国庫支出金で御説明したとおり、藤幼稚園が施設型給付へ移行するに当たり、運営に係る道支出金4分の1が措置されるものでございます。

土木費道負担金につきましては、駒生川関連改修工事負担金が27年度は生じないことによる廃目でございます。

次のページをおめくりいただきたいと思ひます。

農林水産業費道補助金の農業費補助金につきましては、多面的機能支払事業補助金とし

て2,129万5,000円を計上しております。制度改正に伴いまして、道の補助金が町を通じて支払われること、事業実施地区が従来の3地区から6地区にふえたことによる大幅増でございます。

また、農業経営高度化促進事業補助金は、制度変更に伴い、道営土地改良事業に係る農家負担軽減対策として新たに活用できる補助金が交付されるものであります。

林業費補助金につきましては、林業館改修事業に係る地域づくり総合交付金として1,518万3,000円を見込んでいます。

教育費道補助金につきましては、平成27年度の道営土地改良事業において、地域づくり総合交付金の対象となる埋蔵文化財発掘調査を予定していないことによる廃目でございます。

総務費委託金の総務管理費委託金につきましては、平成27年度に道の受託事業として人権啓発活動地方活性化事業に取り組むもので、委託金100万円が交付されるものであります。

統計調査費委託金につきましては、平成27年10月を調査基準日として5年に1度の国勢調査が実施されることに伴い、委託金1,078万2,000円が交付されるものでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。

このページにつきましては、前年度と大きく変わりはありませんので、省略をさせていただきます。

次をおめくりいただきたいと思っております。

財産収入でございますが、財産運用収入といたしまして、土地や建物等の貸し付け収入1,936万7,000円、利子及び配当金668万3,000円など、財産売却収入といたしまして、土地及び立木の不動産売却収入といたしまして511万2,000円、生産品売却収入として750万円などを合わせて、財産収入は3,867万円を計上いたし

たところでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。

寄附金でございますが、前年度の5万円に対しまして、予算額1,006万円と大幅な増となっておりますが、これは、ふるさと寄附金として1,000万円を当初予算に計上したことによるものでございます。平成27年度からJTBのふるさとチョイスを導入し、ポイント制度の活用、クレジット決済を可能な制度へと充実させることで、ふるさと寄附金の増額を見込んでいるところでございます。歳出でも先ほど御説明をいたしました。寄附をいただいた方々に特産品を発送するための経費といたしまして800万円余りの予算措置をしておりますので、決算見込みを勘案の上、当初予算に1,000万円を計上することといたしたところであります。

社会教育費寄附金5万5,000円につきましては、びほーるに設置しております自動販売機の売り上げの一部について、芸術文化振興のために御寄附をいただくとの協定に基づく寄附金を見込んでいるものであります。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。

繰入金でございますが、各事務事業への財源の一部に充てるため、それぞれの基金から繰り入れを行うものでありまして、総額2億5,351万7,000円を計上いたしております。

なお、公共施設整備基金につきましては、平成24年11月に策定した第2次美幌町財政運営計画に基づく繰り入れなどを、減債基金につきましては、平成25年度に行いました職員の給与削減等の相当額を緊急防災・減災事業債の償還費用に充てるために繰り入れを、それぞれ行うものであります。

なお、各基金の年度末残高につきましては、270ページの各基金等残高調べをごらんいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次のページをおめくりいただきたいと思

ます。

繰越金でございますが、平成26年度の繰越金として1,000万円を計上いたしましたところでございます。

次をおめぐりいただきたいと思ひます。

諸収入でございますが、ただいま御説明を申し上げてまいりました各費目に該当しない収入につきまして、諸収入として計上するものでありまして、総額5億1,017万9,000円を見込んでおります。

中ほどになりますますが、中小企業融資貸付金償還金3億1,000万円を計上しておりますが、これは、原資の4倍として、貸し付け限度額は、運転資金2,000万円、設備資金3,000万円で、預託金を上回る貸し付け実績を踏まえて2,500万円の増資を行おうとするものによる計上でございます。

次のページをおめぐりいただきたいと思ひます。

雑入の下から4行目、移転等補償費321万9,000円につきましては、道道北見端野美幌線の横断管渠布設がえ補償工事の最終年次分でございます。

次のページをおめぐりいただきたいと思ひます。

中ほどの震災復旧事業職員派遣負担金600万円でございますが、これは、被災地へ派遣しております職員の人件費相当額を岩手県大槌町が負担するもので、2年目となるものでございます。

1行飛びまして、いきいきふるさと推進事業助成金100万円の計上でございますが、これは、美幌夏まつり開催事業費の分として200万円の2分の1が交付されるものでございます。

また1行飛びまして、美幌峠牧場負担金335万3,000円につきましては、開牧期間中の経費として有限会社ワタミファームの負担分でございます。

次のページをおめぐりいただきたいと思ひます。

町債でございますが、総額は6億7,40

0万円の計上でございますが、内容につきましては、「第3表 地方債」で御説明を申し上げますので、省略をさせていただきます。

以上、平成27年度の一般会計予算につきまして御説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 暫時休憩をいたします。

再開を、午後2時40分といたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時39分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。副町長。

○副町長（染谷 良君） それでは、私から、主要事業等について御説明をさせていただきます。

初めに、各会計予算のつづりの参考資料のほうをお開きいただきたいと思ひます。

参考資料61ページでございます。

4、道営土地改良事業の計画概要でございます。

まず、一つ目の経営体育成基盤整備事業についてでございますが、区域は美禽の一部で、平成23年度から27年度までの継続事業で、本年が最終となっております。事業内容については、JAが行う畑など面の整備、27年度については暗渠排水と客土の事業を行うものであります。事業費については5,229万円でございますが、これに前年度繰り越し分580万円を加えると、合計5,809万円の事業費となっております。

次に、二つ目の畑地帯土地改良事業でございます。

まず、美幌田中地区ですが、この区域は、報徳、田中、日並、瑞治でございます。23年度から28年度までの継続事業で、事業内容は、JAが行います畑等面の整備であります。今年度は、区画整理、暗渠排水、客土の事業を行うもので、27年度事業費3億6,

500万円でございますが、これも前年度繰り越し分480万円を加えて、実質3億6,980万円の事業費となります。

次、美幌豊栄地区であります。区域が、野崎、美富、豊幌、登栄と駒生の一部でございます。24年度から32年度までの継続事業で、事業内容は上と同じく面整備、事業費については1億9,000万円でございます。

その次、美幌昭美地区ですが、区域は、昭野、美和と栄森の一部であります。24年度から31年度までの継続事業で、事業内容は、これも上と同じく面の整備で、事業費については1億5,200万円になっております。

その次、稲都福梅地区であります。区域は、稲美、都橋、福住、豊富、古梅で、これは本年度から事業着手となります。期間については32年度までを予定しておりまして、事業内容は、町が行います農道整備とJAが行う面整備であります。今年度は、面の整備ということで、区画整理、暗渠排水を行うものでありまして、事業費は1億4,000万円となっております。

一番最後であります端野下右岸第2地区であります。これは、北見市端野町緋牛内から本町の高野、豊岡にかけて隣接所有している農地について、北見市が一体で実施するものでありまして、本年度からの事業着手となっております。事業期間であります。32年度までを予定しているところでありまして、今年度は、区画整理、暗渠排水、客土の面整備事業であります。27年度事業費は、美幌町分1,237万5,000円となっております。

土地が本町にありますことから、手続上、町の予算を計上しておりますが、受益者も全員北見市民であるということで、全額、北見市が負担をするというトンネル予算であります。

畑地帯土地改良区事業費合計であります。この表の一番下に記載してありますとおり、8億5,937万5,000円で、1番の

経営体育成を加えた合計額については9億1,066万5,000円、これに前年度繰り越し分1,060万円を加えると、今年度の事業費総額については9億2,226万5,000円となっております。

なお、これらの財源内訳であります。1の経営体育成のほうでは、国が55%、道が32.5%、そして、地元負担が12.5%ということで、地元負担の内訳であります。農家負担が7.5%、残りを道のパワーアップ補助と町とで2.5%ずつを負担するものであります。

2の畑地帯事業の割合でありますけれども、国が52%、道が28%、地元負担20%ということで、地元負担の内訳につきましては、農家負担が7.5%、残りを道のパワーアップ補助、そして、町とで6.25%ずつを負担いたすものでございます。

また、最終的な町の負担総額でありますけれども、今年度は、国の農業経営高度化促進事業、通年施工の分であります。これを実施することで、道及び町の負担が一部軽減されることとなります。

1番と2番を合わせた総額で9億2,226万円のうち約3.8%の3,543万6,000円が町負担になる予定でございます。

このページは以上であります。

次に、80ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

9、広域事務組合、美幌・津別広域事務組合負担金の内訳でございます。

まず、津別町との負担割合でございます。総務の議会費、監査委員費、予備費、これが50%ずつ、それから、総務の一般管理費と衛生部門の火葬場の経常費が、美幌が79.26%、津別が20.74%ということで、これも昨年と同じ負担割合ということであります。

次に、消防の部門であります。通信指令施設管理費とデジタル無線施設整備事業に係る公債費、これは昨年同様に50%ずつ、それから、消防本部費及び通信指令業務運営費

は、美幌が72.31%、津別が27.69%ということで、昨年に比べて美幌の負担割合が0.26%増となっているところでありませう。

また、美幌消防費、車両等整備に係る公債費につきましては、美幌町100%の負担であります。

それから、新年度、広域組合の予算総額であります、一番下の左側の欄、5億4,667万4,000円ということで、予算合計のうち美幌の負担につきましては、一番右下の欄、4億8,304万9,000円ということで、対前年比2%の増となっております。

次に、組合の主な事業でありますけれども、昨年に引き続きまして、防火意識の向上、そして、自主防災組織の育成、訓練に力を入れるとともに、今年度は10月28日に予定しておりますが、岩手県北上市で開催されます緊急消防援助隊北海道東北ブロック訓練への救急隊の派遣、あるいは、災害現場での安全管理を図るための消防団員安全装備品の配備など、災害に強いまちづくりに努め、住民の安全・安心に万全を期してまいるところであります。

また、火葬場の運営であります、今年度も、利用者のサービス向上等、より効率的な管理運営になお一層取り組んでまいりたいと考えております。

予算参考資料は以上でございます。

次に、予算の工事関係の参考資料、別とじになっていると思っておりますが、工事関係資料について御説明をいたしたいと思っております。

図面関係の資料でございます。

町道関連の工事概要でございます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思っております。

道路橋梁補修事業でございます。図面の右上、①第19号道路でございます。

この道路は、平成25年度から実施しているもので、引き続き、報徳、森下宅から大空町方面に向かう車道幅員7メートル、延長301メートルの舗装、改修を行うものであり

ます。

次に、図面の左中ほどのところ、②第24号道路でございます。この路線も、第19号道路と同じく、平成25年度から実施しております、今年度は豊岡の豊岡橋から三国宅までの車道幅員7メートル、延長580メートルの舗装、補修を予定しております。

その次、図面の中ほど、③第770号道路、大正橋の橋梁補修工事でございます。

これは、昨年度から実施しております、今年度は、伸縮装置の交換と車道幅員6メートル、延長29.9メートルの橋面防水及び橋面舗装を予定しているところでございます。

この三つの路線は、いずれも国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率が10分の6、補助残に過疎債の活用を予定しているところでもあります。起債充当率100%で、このうち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものであります。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思っております。

道路整備事業ということで、まず、図面の左側のほうです。④第668号道路でございます。鳥里2丁目、共和木工から公園通りに至る路線で、第642号道路の重複路線を挟んで、上の段が共和木工南側、これが車道幅員4メートル、延長78メートル、そして、下の段、鳥里道営住宅の東側から公園通りまでが、車道幅員6メートル、延長82メートルの2カ所の改良舗装を行うものであります。

その次が、図面の中ほどであります。⑤第113号道路であります。仲町1丁目、2丁目、大野たばこ店からお食事処おぎのままでの車道幅員5メートル、歩道幅員1.5メートル、延長210メートルの改良舗装でございます。

その下、同じく図面の中ほど、⑥第203号道路でございます。仲町1丁目、歌屋から中島食品までの車道幅員5メートル、延長159メートルの改良舗装でございます。

最後は、その右側になります。④第2号道路、栄通りの歩道両側、東町1丁目、美幌新聞社から三橋南、熊谷宅まで歩道幅員3メートル、延長141メートルの改良舗装でございます。

この四つの路線は、いずれも過疎債の活用を予定しておりまして、起債充当率及び後年度元利償還金の交付税措置は1ページと同じ内容でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） それでは、議案は296ページでございます。

議案第36号平成27年度美幌町国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書につきましては、285ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度美幌町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億2,780万7,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

314ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出について御説明いたします。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、8,073万8,000円の主なものといたしましては、9名分の職員人件費、それから、レセプト点検等の臨時職員2名の賃金と事務費でございます。

2目、連合会負担金は、前年同額の150万2,000円でございます。

一番下、2項、徴税費、次の316ページでございますが、1目、賦課徴収費188万9,000円につきましては、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費でございます。

3項1目、運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会の非常勤職員報酬1

2万9,000円でございます。

4項1目、趣旨普及費につきましては、消耗品費39万1,000円につきましては、ジェネリック医薬品使用啓発パンフレット、あるいは、国保制度の改正パンフレットでございます。

業務等委託料5万8,000円につきましては、ジェネリック医薬品利用差額通知書作製委託料でございます。

次の318ページでございます。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費15億6,562万5,000円につきましては、過年度の受診件数、療養給付費の実績を推計いたしまして、前年度比で2,735万6,000円の減額となっております。

その下、退職被保険者等療養給付費1億2,627万9,000円につきましては、60歳以上65歳未満の厚生年金などの老齢年金受給者の給付費でございます。過年度分の受給件数、療養給付費、実績を推計いたしまして、これにつきましても前年比1,937万4,000円の減額となっております。

2項、高額療養費、一番下、1目、一般被保険者高額療養費1億9,492万4,000円でございますけれども、高額な治療に係る給付費の減を見込みまして、前年度より753万8,000円の減額となっております。

次に、320ページでございます。

2目、退職被保険者等高額療養費2,274万1,000円につきましては、退職被保険者の一部負担金が一定額を超える場合の給付費でございます。過年度の実績を勘案いたしまして、対前年比444万5,000円の減額を見込んでおります。

下から3行目、4項、出産育児諸費、出産育児一時金1,680万9,000円につきましては、昨年と同額でございます。40人分でございます。

次に、324ページ、325ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の3款、後期高齢者支援金等3億7

03万3,000円につきましては、国が算定したゼロ歳から74歳までの現役世代が後期高齢者医療制度の負担をする支援金でございます。それから、事務費拠出金もございません。

それから次に、326ページ、327ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項1目、前期高齢者納付金等13万3,000円、その下、前期高齢者関係事務費拠出金2万2,000円につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者について、各保険者の医療費の財源調整制度に係る納付金と事務費拠出金でございます。

330ページ、331ページをお開きいただきたいと思います。

6款、介護納付金1億2,476万1,000円につきましては、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る分を社会保険診療報酬支払基金に支払います。

次に、332ページ、333ページでございます。

一番上の7款1項、共同事業拠出金、1目、高額医療費拠出金5,623万9,000円は、高額な医療費の発生に伴う市町村保険者の急激な負担増となることから、この分散を図るため、保険者の財政運営の安定化を図るため、国保連合会が行う事業でございます。レセプト1件当たり、80万円を超える医療費のうち、超えた部分の100分の59相当額が国保連合会から交付されるという制度でございます。

なお、拠出金のうち、国が4分の1、道が4分の1、町は2分の1負担することになっております。

その下、2目、保険財政共同安定化事業拠出金6億6,570万7,000円につきましては、保険者間の保険料の平準化、財政運営の安定化を図るため、これも国保連合会が行う事業でございます。

これは、前年までは、レセプト1件当たり30万円を超えて80万円の部分という交付

ございましたけれども、新年度からは、制度が変わりまして、1円以上80万円、全ての医療費が対象になるということに変更になります。その結果、昨年2倍の予算ということになっております。これも、100分の59相当額が国保連合会から交付されるということでございます。

次に、334ページ、335ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の8款、保健事業費、1目、保健衛生普及費、健康づくり推進事業費2,245万1,000円につきましては、健康相談、健康教育啓蒙活動、がん検診、脳ドック、個別予防接種負担等の事業推進に要する事業費並びに事務費となっております。

なお、がん検診の負担金624万2,000円、それから、脳ドック負担金257万9,000円、個別予防接種負担金200万3,000円、エキノコックス症、それから、肝炎ウイルス、これにつきましては、健診等の受診率向上の取り組みを推進することのため、早期発見による医療費削減効果があることを踏まえまして、健康づくりのため、運動指導員の負担金、これも445万3,000円をあわせまして、これにつきましては、国保加入者分に係る費用を国保会計で負担するというものでございます。

一番下の2項、特定健康診査等事業費1,178万6,000円につきましては、医療費増大の要因の一つでありますメタボリックシンドロームの予防として、生活習慣病の重症化を防ぐ、こういう目的のため、平成20年度から実施しております40歳から74歳までが対象でございます。27年度においても、さらなる受診率の向上を図りたいという予算でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございます。

294ページ、295ページをお開きいただきたいと思います。

1款、国民健康保険税、総額6億1,720万6,000円につきましては、前年対比

で1,384万6,000円の減額であります。

これにつきましては、農業所得部分は増額しておりますが、給与所得分が減少、低所得者に対する保険税の軽減の対象世帯拡大を見込みまして減少、保険者数の減少によるもので減額という形になっております。

次に、296ページ、297ページをお開きいただきたいと思っております。

2款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金、現年度分、5億1,627万3,000円につきましては、療養給付費、介護納付金、後期高齢者支援金等の32%が国から負担されるものでございます。

その下、2目、高額医療費共同事業負担金1,405万9,000円につきましては、国の負担分4分の1でございます。

その下、3目、特定健康診査等負担金151万3,000円につきましては、補助率3分の1でございます。

一番下の2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金1億2,033万9,000円につきましては、市町村の財政力の不均衡を是正するため交付されるもので、調整交付金の交付額の9%のうち7%が普通調整交付金、2%が特別調整交付金として措置されるものでございます。

次に、298ページ、299ページをお開きいただきたいと思っております。

3款、療養給付費等交付金1億3,068万8,000円につきましては、退職者医療に係る費用のうち、退職者分の保険税以外で賄うことができない費用について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

300ページ、301ページでございます。

前期高齢者交付金5億1,508万円につきましては、65歳から74歳までの加入者の医療負担の保険者格差を調整するため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもの

でございます。

次に、302ページ、5款、道支出金、1項、道負担金、1目、高額医療費共同事業負担金1,405万9,000円は、高額療養費の4分の1を北海道が負担するものでございます。

2目、特定健康診査等負担金151万3,000円につきましては、これも3分の1の道負担金でございます。

2項、道補助金、1目、財政調整交付金1億319万6,000円につきましては、9%のうち6%が普通調整交付金として、3%が特別調整交付金として道から交付されるものでございます。

次に、304ページ、305ページをお開きいただきたいと思っております。

一番下、保険財政共同安定化事業交付金6億6,570万7,000円につきましては、歳出で御説明いたしました、この事業に係る交付金で30万円以上の医療費が対象となっていたものが、全ての医療費が対象になったことにより、約2倍以上の増額ということになっております。

次に、308ページ、309ページでございます。

一番上の8款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金軽減分9,298万1,000円につきましては、保険税の負担能力が低い低所得者に係る保険税の軽減分、2割、5割、7割軽減の分につきましては、一般会計に収入される道負担金分の4分の3と町負担分4分の1を加えて繰り入れるものでございます。

その下、保険基盤安定繰入金支援分2,195万4,000円につきましては、保険税の軽減対象、これは、5割と7割となった一般被保険者数に応じた平均保険税の一定割合を、公費で一般会計に国、道から収入される分と町負担分を繰り入れるものでございます。

その下、一般会計繰入金4,475万8,000円につきましては、国保事業の運営に要

する9名分の人件費、事務費、出産育児一時金の一部、それから、国保財政安定化支援分の交付税措置されている分を繰り入れるものがございます。

その下、国民健康保険基金繰入金3億867万3,000円につきましては、保険税等の収入不足を補填するために繰り入れるものがございます。

なお、この繰り入れの結果、平成27年度末、基金残高は238万9,000円の見込みでございます。

国民健康保険特別会計につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案につきましては297ページでございます。

議案第37号平成27年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

予算書の353ページでございます。

平成27年度美幌町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,281万4,000円と定めるものがございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

372ページ、373ページでございます。

3、歳出について御説明をいたします。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費1,329万2,000円の主なものにつきましては、職員1名分の人件費と事務費でございます。

その1段下の2項、徴収費34万6,000円につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

374ページを開いていただきまして、歳出の2款の後期高齢者医療広域連合納付金2億7,871万6,000円につきましては、保険料の減により、対前年比698万8,000円の減額となっております。

これで歳出は終わりでございます。

次に、歳入は、360ページ、361ページでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療費等につきまして、患者の自己負担割合は1割を除きまして、公費負担約5割について、国が4、道が1、町が1の割合が後期高齢者支援金として約4割を各保険者が負担するという制度でございます。残り1割を保険料で賄うというような制度となっております。

一番上の1款、後期高齢者医療保険料総額1億9,469万8,000円につきましては、所得の減により、前年度対比379万9,000円の減額となっております。

次に、364ページでございます。

一番上の3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金1,938万8,000円につきましては、広域連合への事務負担金と町の事務費分の繰り入れでございます。

その下、保険基盤安定繰入金7,773万8,000円につきましては、保険料の低所得者に対する2割、5割、7割の軽減分として、一般会計で収入される4分の3の道負担金に町の負担分4分の1を加えて一般会計から繰り入れるものがございます。

保険料の軽減額の増額により、対前年比291万8,000円の減額ということになります。

後期高齢者医療特別会計は、以上でございます。

次に、議案は298ページでございます。

議案第38号平成27年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の387ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度美幌町の介護保険特別会計予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億7,082万9,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

412ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出について御説明いたします。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費です。3,625万9,000円の主なものにつきましては、職員4名分の人件費と事務費でございます。その下、2項、賦課徴収費の41万9,000円につきましては、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

3項、介護認定審査会費1,796万円のうち、次の414ページで2目、認定調査費1,174万円につきましては、臨時職員等の賃金等の経費を予算計上しております。

416ページでございます。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費8億3,863万円につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入所者生活介護の利用人数、それから、日数等の増、緑の苑の地域密着型が、この20床が変更されましたので、ここの部分に持ってまいりまして、前年度より7,086万9,000円増額しております。

その下は、逆に減額しておりまして、その下の2目、施設介護サービス給付費5億1,230万2,000円につきましては、この緑の苑の地域密着型から居宅型へ変更されたために減額されるということでございます。前年度より6,297万8,000円減額しているということでございます。

2項、介護予防サービス等諸費、1目、居宅介護予防サービス給付費8,284万2,000円につきましては、ホームヘルプ、デイサービスの費用を計上しております。

その下、高額介護サービス等費3,102万8,000円につきましては、1割負担の合計額が一定額を超えた場合の利用者への払い戻しということで、実績見込みから231万2,000円を増額するものでございます。

418ページをお開きいただきたいと思います。

4項、高額医療合算介護サービス等費464万1,000円につきましては、前年同額の見込みでございます。

上から2段目、5項、特定入所者介護サービス等費9,172万3,000円につきましては、平成17年10月から施設利用に係る食費、居宅費並びに短期入所生活介護等々の自己負担額、これが対象外になったということで自己負担になりまして、低所得者の所得段階の1から3の利用者に対して、施設の設定金額と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差額を保険給付から給付する制度ということでございます。

これは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護の食費、それから、居住費の件数の減によりまして、前年度より226万1,000円の減額の見込みというようなことでございます。

それから、6項、その他諸費、審査支払手数料157万3,000円につきましては、件数の増加を見込みまして、10万2,000円増の見込みとなっております。

これは、前年2万1,780件に対して今年度は2万3,298件というようなことでございます。

420ページ、一番上の3款、地域支援事業、1項1目、介護予防事業費1,078万5,000円につきましては、主に介護予防教室等に係る事務事業の協力報償ということでございます。

負担金743万1,000円のうち、運動指導業務負担金として742万1,000円を運動指導員の経費として65歳以上の利用割合で負担する増額ということでございます。

それから、2項、包括的支援事業費・任意事業費、1目、包括的支援事業費2,587万8,000円につきましては、主に地域包括支援センターの運営委託料でございます。

任意事業費1,657万1,000円につきましては、認知症の高齢者見守り事業、非課税世帯への紙おむつの支給事業、成年後見制度支援事業、高齢者配食事業、それから、シルバーハウジングに係る費用ということでございます。

歳出については以上でございます。

歳入につきましては、394ページをお開きいただきたいと思っております。

1款、保険料、1項1目、第1号被保険者介護保険料2億9,327万9,000円につきましては、平成27年度から平成29年度までの美幌町高齢者保健福祉計画第6期介護保険事業計画に基づきまして、この3年間の介護保険事業量を見込みまして、そして、それに伴う1号被保険者の保険料、これは前年までは21%でございましたが、新年度は改正されまして22%となります。

その分の普通徴収分、特別徴収分として計上しております。

これは、人口割合が変わったということで、パーセンテージが変わっております。

396ページでございます。

2款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、認定審査会負担金320万7,000円は、審査会の経費負担でございます。この経費負担につきましては、津別町は25.95%、大空町は26.12%、美幌町は47.93%で案分して負担するというような形になっております。

398ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上の3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金2億8,693万3,000円につきましては、各種介護サービス費に対する介護給付費で、介護給付費については20%、施設については15%、国庫負担分でございます。

その下、2項、国庫補助金、1目、調整交付金1億2,751万9,000円につきましては、総額に対しまして基本給付率は7%の交付でございます。

3項、地域支援事業交付金、1目、介護予防事業交付金264万2,000円につきましては、事業費総額の25%が交付されるというものでございます。

それから、2項、包括的支援事業・任意事業交付金1,217万7,000円につきましては、包括的支援事業の39%が交付されるものでございます。

400ページでございます。

一番上、4款1項、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金4億3,756万7,000円につきましては、各種介護サービス費に対する28%の支払い基金負担分でございます。その下、2項1目、地域支援事業交付金295万9,000円につきましても、28%の交付金でございます。

402ページでございます。

5款、道支出金、1項、道負担金、1目、介護給付費負担金2億2,095万8,000円につきましては、各種介護サービス費に対する介護給付費、これは12.5%が居宅、それから、施設は17.5%という道負担金でございます。

それから、2項、地域支援事業交付金、1目、介護予防事業交付金132万1,000円につきましては、12.5%が道負担金でございます。

2目、包括的支援事業・任意事業交付金につきましては、19.5%の道負担金でございます。

406ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上の7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金、1億9,534万2,000円につきましては、各種介護サービス費に対する12.5%の一般会計繰入金でございます。

2目、地域支援事業繰入金は、12.5%の一般会計繰入金でございます。

3目、低所得者保険料軽減繰入金、これは第1号被保険者の第1段階の軽減分、これが366万円の繰り入れということでございま

す。

4目、その他一般会計繰入金5,072万円につきましては、職員給与4名分、その他事務費の繰入金でございます。

2項、基金繰入金、1目、介護保険基金繰入金678万円につきましては、歳出の不足分を基金から繰り入れるというものでございます。

なお、この繰り入れによりまして、平成27年度末の基金残高につきましては、4,777万6,000円の見込みでございます。

介護保険特別会計の主な予算は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の299ページ、議案第39号でございます。

予算書は439ページをお開き願ひます。

議案第39号平成27年度美幌町公共下水道特別会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度美幌町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,969万円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債につきましては、「第2表 地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

次に、442ページをお開き願ひます。

「第2表 地方債」であります。

起債の目的であります。初めに、公共下水道事業、限度額が9,770万円です。この内訳ですが、終末処理場水処理設備機械・電気設備更新工事監理委託料、事業費587万円のうち起債額290万円分、終末処理場非常用発電設備更新実施設計

委託料、事業費549万円のうち起債額270万円分、公共汚水柵設置工事10カ所、事業費起債額300万円の全額であります。

終末処理場水処理設備機械・電気設備更新工事事業費1億9,800万円のうち、起債額8,910万円で、充当率は公共下水道事業債100%であります。

その下、下水道資本費平準化債、限度額が7,920万円です。資本費平準化債は、施設整備に投資しました起債の償還を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借り入れするものであります。

その下、公共下水道事業特別措置分、限度額が3,460万円です。

合計で2億1,150万円です。

なお、起債の方法、利率、償還方法等は記載のとおりです。

次に、歳出から御説明申し上げますので、460ページ、461ページをお開き願ひます。

歳出であります。

1款1項1目、公共下水道事務の中、一般職給1,465万1,000円から職員共済費485万4,000円までであります。職員4名分の人件費です。

その下、業務等委託料の中、使用料収納事務委託料2,256万2,000円です。下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業会計に委託しておりますので、全体調定件数に対する下水道調定件数の割合48.42%分を委託料として水道事業に支払うものであります。

その下、負担金の中、上から6行目、水道事業会計負担金363万4,000円です。下水道排水設備の業務を水道事業会計に委託しており、その負担として担当者の人件費の25%と管路管理システムの保守点検委託料等を水道事業会計に支払うものであります。

公課費1,951万2,000円です。下水道使用料等の借受消費税と工事請負費等の仮払消費税の清算行為により納付すべ

き消費税であります。

次に、2目1、終末処理場維持管理事業の中、燃料費1,062万5,000円でありますが、処理場の施設を加温するために使用するA重油の燃料費であります。

その下、光熱水費3,626万7,000円ありますが、処理場と5カ所のマンホールポンプ場で使用します動力の電気料と処理場の水道使用料であります。

その下、修繕料1,851万2,000円ありますが、供用開始から34年が経過していることから、処理場に係る機器類の修繕と管理車及び運搬車の車検整備に係る整備費用であります。

次の462ページ、463ページであります。

上から1行目、処理場維持管理業務委託料1億3,478万円ありますが、18名分の人件費を含む終末処理場の維持管理業務委託料であります。

その1行あいた下、機械器具245万1,000円は、平成10年度購入の電気マッフル炉1基51万円の更新、平成13年度購入の簡易水質測定機1台79万5,000円の更新、緊急排水エンジンポンプ2台114万6,000円の新規購入であります。

その下、2、公共下水道管渠維持管理事業の中、修繕料1,000万1,000円ありますが、昨年度と比較して約500万円の増となっております。例年計上しておりますマンホール・舗装・雨水桝修繕、管渠閉塞に加えまして、近年多発しております汚水桝やマンホールによるつまずきや車両破損事故を踏まえまして、公共雨水桝、マンホール切り下げの修繕を88カ所で実施するための修繕料であります。

二つ下、管渠清掃委託料515万2,000円ありますが、東1条、2条、3条、4条、南1丁目から4丁目までの汚水管、延長1万1,201メートルの管渠点検及び清掃であります。

次に、3目1、公共下水道建設事業の業務

等委託料であります。長寿命化計画策定業務委託料864万円は、管路基礎調査を行うもので、下水道事業計画変更業務委託料528万円は、汚水量原単位の見通し、管渠流量計算、処理場容量計算を行うもので、美幌川第2排水区排水施設調査業務委託料210万円は、日の出地区冠水対策の一環として調査を行うものであります。

実施設計等委託料の終末処理場非常用発電設備更新実施設計委託料549万円は、下水道長寿命化計画により、終末処理場の水処理設備、自家発電設備更新のための実施設計を行うものであります。

その下、工事請負費、公共汚水桝設置工事300万円ありますが、公共汚水桝10カ所分の設置工事費であります。

終末処理場水処理施設機械・電気設備更新工事1億9,800万円ありますが、処理場水処理施設機械の反応タンク設備、最終沈殿池設備、電気設備の水処理設備の更新工事であります。

この内容につきましては、後ほど予算工事関係参考資料で御説明申し上げます。

次のページ、464、465ページは公債費、466、467ページは予備費であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、446、447ページをお開き願います。

歳入であります。1款1項1目、下水道受益者負担金等48万8,000円ありますが、継続5件分と新規1件分の6件分であります。その下、2目、一般会計負担金2,309万4,000円ありますが、し尿処理を下水処理場で行っておりますので、処理経費の6%の負担を求めるものであります。

その下、3目、個別排水処理特別会計負担金149万5,000円ありますが、個別排水処理会計の事務の一部を下水道事業で行っており、人件費の一部、40%相当分の負担を求めるものであります。

次のページ、448、449ページであり

ます。

下水道使用料3億5,854万8,000円ありますが、現年度の調定額3億5,940万4,000円に対し、収納率を平成26年見込みで99.2%で計上しております。過年度分につきましては、25%であります。

次のページ、450、451ページであります。

公共下水道事業費補助金1億2,154万円ありますが、この内訳であります。終末処理場非常用発電設備更新実施設計委託料549万円の2分の1、終末処理場水処理施設機械・電気設備更新工事監理委託料587万円の2分の1、長寿命化計画策定業務委託料864万円の2分の1、終末処理場水処理施設機械・電気設備更新工事1億9,800万円の10分の5.5、下水道事業計画変更業務委託料528万円の2分の1であります。

次のページ、452、453ページであります。

一般会計繰入金4億232万5,000円ありますが、下水道事業の財源不足等を一般会計からの繰り入れで補うものであります。

次のページ、繰越金、次の諸収入を飛ばしまして、458ページ、459ページの7、町債につきましては、先ほど、「第2表 地方債」で御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

続きまして、予算工事関係参考資料について御説明いたします。

別とじとなっております図面等の参考資料をお開き願います。

3ページ、A3判の資料でございます。

公共下水道建設事業でございます。

下水道の整備から40年が経過し、施設の老朽化に伴うふぐあいに対応するため、下水道長寿命化計画を策定して、平成26年度から平成29年度までの4年間をかけて、処理場の機械・電気設備の更新工事を行うもので

あります。

終末処理場一般平面図の下側で黒枠斜線で表示しております箇所が平成27年度の施工箇所であります。

処理場水処理施設機械の反応タンク設備、最終沈殿池設備、電気設備の水処理設備の更新工事を行うもので、特定財源といたしまして、国庫支出金、補助率55%、残りに対しては町債が100%充当されます。

以上、御説明させていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、議案の300ページ、議案第40号、予算書では477ページであります。

議案第40号平成27年度美幌町個別排水処理特別会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度美幌町の個別排水処理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,075万4,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債につきましては、「第2表 地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

次に、480ページをお開き願います。

「第2表 地方債」であります。

起債の目的であります。個別排水処理施設整備事業、限度額が3,050万円あります。今年度は10個を予定しております。下水道債につきましては充当率が100%、辺地債につきましては個数で4個、過疎債については6個を予定しております。起債充当率はそれぞれ70%の2分の1であります。

次に、歳出から御説明申し上げますので、

496ページ、497ページをお開き願います。

歳出1款1項1目、個別排水処理事務の中、手数料7万4,000円ですが、使用料等の口座振替手数料であります。278戸分の口座振替手数料と平成27年度設置予定の10戸分の6カ月分であります。

その下、負担金の中、公共下水道特別会計負担金149万5,000円ですが、担当職員1名分の人件費の40%を公共下水道特別会計に支払うものであります。

次に、2目1、個別排水処理施設維持管理事業の中、修繕料518万9,000円ですが、浄化槽の上ぶたの交換及びろ材入れかえやブロワーポンプ等の修繕による費用であります。

その下、手数料398万円ですが、汚泥処理手数料と浄化槽法による水質検査手数料として、平成25年度開始以前の268戸分と平成26年度開始分の10戸分の手数料であります。

その下、施設維持管理等委託料の中、施設保守点検委託料747万9,000円ですが、浄化槽法により4カ月ごとに行う保守点検委託料と今年度設置分の軽微な保守点検委託料であります。

その下、清掃業務委託料1,020万1,000円ですが、保守点検時に汚泥の堆積量にあわせて確認し、必要に応じて浄化槽内の汚泥を汲み取り、槽内を洗浄するものであります。

3目1、個別排水処理施設建設事業の中、工事請負費、個別浄化槽設置工事3,307万円ですが、今年度設置しております5人槽が2戸、7人槽が6戸、10人槽が2戸の計10戸分の工事費であります。

次のページ、498、499ページであります。こちらは公債費であります。

続いて、500ページ、501ページは予備費であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、484ページ、485ページをお開き願

います。

歳入、1款1目、個別排水処理施設受益者分担金171万8,000円ですが、今年度予定しております5人槽2戸、7人槽6戸、10人槽2戸の10戸分の受益者分担金であります。

次の486、487ページであります。

2款1項1目、個別排水処理施設使用料1,945万2,000円ですが、平成26年度までに設置した278戸分と平成27年度予定の10戸分であります。

その下、検査手数料1万円ですが、今年度予定しております10戸分の検査手数料であります。

次のページ、488、489ページであります。

一般会計繰入金3,810万1,000円ですが、個別排水処理会計の財源不足を一般会計で補っているものであります。

次のページの繰越金、次の諸収入を飛びまして、494ページ、495ページであります。

6款、町債につきましては、「第2表 地方債」で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

続いて、議案の301ページ、議案第41号、予算書では507ページであります。

議案第41号平成27年度美幌町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

総則第1条、平成27年度美幌町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数は8,841戸でありまして、平成26年度当初より34戸増の計上であります。

2、年間総給水量は194万4,000立方メートルでありまして、平成26年度当初より6万7,000立方メートル減の計上であります。

3、1日平均給水量は5,326立方メー

トルでありまして、これも平成26年度当初より183立方メートル減の計上であります。

4、主要な建設事業につきましては、資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

給水戸数、総給水量及び1日平均給水量において、昨年より増ないし減となっておりますのは、平成26年度の実績を見込んでおります。

収益的収入及び支出、第3条と、次のページ、508ページ、資本的収入及び支出、第4条につきましては、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

債務負担行為。第5条、管路管理システム借上料、限度額が770万2,000円であります。管路管理システムを更新するものであります。

次の509ページ、企業債、第6条、起債の目的であります。初めに、水道管路整備事業、限度額が8,370万円あります。対象工事は、配水管布設がえ工事5路線、配水管布設がえ補償工事1路線の計6路線であります。なお、充当率は企業債100%であります。

また、配水管補修工事1路線で配水管の残存価格分として補償費500万円が収入として見込まれることから、それを差し引いた額を計上しております。

二つ目に、水道施設整備事業、限度額が2,490万円あります。桜沢加圧ポンプ場加圧施設設備工事、日並浄水場中央監視装置更新工事、日並浄水場ほか計装設備整備工事であります。

三つ目に、量水器収納筐設置事業、限度額8,400万円あります。

平成24年度から14年間の計画で伸縮式の量水器収納筐に交換整備するもので、平成27年度は985個分を計上しております。

なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりであります。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、たな卸資産購入限度額、第9条につきましては、記載のとおりであります。

次のページ、510ページ、511ページであります。

予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

1款1項1目、給水収益4億2,253万4,000円ありますが、平成26年度の実績を踏まえた減額を見込んでおります。

その下、4目、その他営業収益、3節雑収益の中、下水道使用料賦課徴収受託料2,256万2,000円ありますが、こちらは、下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業会計で受けているものであります。

2項、営業外収益の2節、長期前受金戻入6,113万2,000円あります。公営企業会計制度見直しにより、みなし償却廃止に伴う固定資産の取得、改良に伴い交付された補助金等を収益化した額を計上しております。

次のページ、512ページ、513ページは廃目、さらに、その次のページ、514ページ、515ページであります。

収益的収入及び支出の支出であります。

1款1項1目、原水及び浄水費につきましては、浄水場に係る経費を計上しており、平成27年度は、前年度から実施しております浄水場運転管理等業務委託が2年目を迎えて安定していること等を踏まえまして、前年度までこの科目で計上しておりました職員1名分の人件費を減額しております。

次のページ、516、517ページであります。

2目、配水及び給水費につきましては、職員2名の人件費を含む予算を計上しております。このページの中ほど、15節、委託料の一番下、検定期間満了分量水器取替委託料486万9,000円ありますが、計量法により交換するものであります。

次のページ、518、519ページであり

ます。

3目、業務費であります。営業担当職員4名分と臨時職員1名分の人件費、さらには、個人委託している検針委託の経費であります。

委託料の4行目、検針業務委託料であります。これまで給水区域を3地区に分けて行っていました検針業務について、さらなる効率化を図るため、4地区に再編したこと、さらには、労務単価の増に伴います委託料の増であります。

次に、下の段、4目、総係費であります。建設水道部長の3カ月分と水道主幹の人件費を含む予算であります。

次のページ、520ページ、521ページであります。

上から2行目の委託料、水道施設耐震診断調査委託料3,550万円は、取水施設、浄水施設、配水池、加圧ポンプ場の耐震診断調査で、耐震化計画の策定を行うとともに、施設更新計画や長期計画の基礎資料とするものであります。

次のページ、522、523ページであります。

雑費として、過年度還付金で20万円、予備費として5万円を計上しております。

次のページ、524ページ、525ページであります。

資本的収入及び支出の収入であります。

1款1項1目、企業債1億9,260万円ありますが、第6条のところで御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

その下、2項1目、簡易水道等施設整備事業実施区域水道施設分担金、豊幌地区の給水を受けようとするもの1件当たり200万円の1件分の分担金であります。

その下、3項1目、水道管路整備工事負担金ありますが、道道の道路工事に伴います配水管布設替工事の補償費であります。

次のページ、526、527ページであります。

資本的収入及び支出の支出であります。

1款1項1目、浄水配水設備費であります。施設担当職員1名分の人件費を含んでおります。

このページの中ほどにあります23節工事請負費につきましては、後ほど、予算工事関係参考資料で御説明いたします。

水道施設整備事業2,490万円ですが、1点目は、桜沢加圧ポンプ場加圧施設設備工事として、平成2年度整備の加圧ポンプ場の更新であり、工事費は1,130万円であります。

2点目は、日並浄水場中央監視装置更新工事であり、平成19年度整備の更新であり、工事費は940万円であります。

3点目は、日並浄水場ほか計装設備整備工事であり、平成7年度、10年度整備の投入式水位計3台の更新を行うもので、工事費は420万円であり、いずれも特定財源として企業債の充当が100%あります。

その下、簡易水道等施設整備事業は、豊幌地区の分担金1戸分の予算設定であります。

その下、3目、資産購入費4節のリース資産878万6,000円は、債務負担行為分であります。

続きまして、予算工事関係参考資料について御説明申し上げます。

別とじとなっております図面等の参考資料をお開き願いたいと思います。

4ページの水道管路整備事業であります。

水道管路の老朽化が原因になる水道漏水に対して、計画的に布設替を実施するとともに、道路事業等に関連した補償工事により、水道管網を整備し、安定的な給水を図るものであります。

地図番号1、図面中ほど、仲町2丁目、町道第113号道路改良舗装時とあわせた配水管布設替工事であります。昭和55年度布設塩ビ管をダクタイル鋳鉄管管径100ミリ、延長219メートルとする布設替工事を予定しております。

次に、その右側、地図番号2、三橋町1丁目、町道第327号道路の昭和44年布設塩

ビ管の老朽管布設替工事であります。ダクタイル鋳鉄管管径75ミリ、延長195メートルとする布設替工事を予定しております。

次に、その下、地図番号3、同じく三橋町1丁目、町道第307号道路の昭和44年布設塩ビ管の老朽管布設替工事であります。ポリエチレン管管径50ミリ、延長210メートルとする布設替工事であります。

次に、図面右上部、地図番号④報徳町道561号道路、150号道路の昭和41年布設塩ビ管の老朽管布設替工事であります。ポリエチレン管管径75ミリ、延長1,070メートルとする布設替工事であります。

次に、その上、地図番号5、同じく報徳町道第19号道路、562号道路の昭和41年布設塩ビ管の老朽管布設替工事であります。ポリエチレン管の管径75ミリの延長630メートルを、管径30ミリから50ミリ、640メートルとする布設替工事を行います。

次に、図面左下、地図番号6の美禽道道122号、北見端野美幌線の道道改良舗装工事関連の配水管敷設替補償工事であります。平成2年度布設塩ビ管をダクタイル鋳鉄管管径150ミリ、延長306メートルとする布設替工事を予定しております。

以上、御説明させていただきましたので、よろしく願いいたします。

◎延会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（古舘繁夫君） 本日は、これで延会します。

御苦労さまでした。

美幌町議会議長

署名議員

署名議員